

勝浦市 こども計画

こどもまんなか
明るく元気なこどもと笑顔があふれる勝浦

令和7年度～令和11年度



令和7年4月
勝浦市

はじめに

近年、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行などによる家族のあり方の変化やライフスタイルの多様化、地域社会のつながりの希薄化などにより大きく変化しています。

また、それらを背景に、虐待や貧困などさまざまな困難に直面しているこども・若者や、子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭の増加など、こどもや若者、子育て家庭に関わる諸問題が深刻化しています。



こうしたなか、国では令和5年4月にこども家庭庁が発足し、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月に「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

本市においては、18歳未満の児童数の推移は令和2年の1,499人から、令和6年では1,259人と5年間で240人減少しており、少子化が顕著となっています。

このようなことから、既存の「子ども・子育て支援計画」に加え、新たに「子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消対策推進計画」の内容を一体的に定め、すべてのこども・若者、子育て当事者を対象とした「勝浦市こども計画」を策定しました。

本計画では、「こどもまんなか 明るく元気なこどもと笑顔があふれる勝浦」という新たな基本理念のもと、令和7年度から令和11年度までの5年間における少子化対策に向けた新たな子育て支援策、教育・保育事業の取組などを盛り込んでおります。

そして、「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、本計画のもと、すべてのこども・若者・妊産婦・子育て当事者が誰一人取り残されることなく、未来に希望をもてるよう支援してまいります。

計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、審議にご尽力いただきました「勝浦市子ども・子育て会議」の委員の皆様、関係各位に深く感謝申し上げますとともに、今後の児童福祉行政の推進にあたりまして一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年4月

勝浦市長 照川 由美子

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	3
2 こどもまんなか社会の実現に向けて.....	5
3 計画の位置づけと対象.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9

第2章 本市の現状

1 地理的状況.....	13
2 人口と世帯の状況.....	14
3 婚姻・出産等の状況.....	18
4 就業の状況.....	21
5 教育・保育事業の状況.....	22
6 アンケート調査結果について.....	24
7 成果指標の達成状況.....	43
8 本市の現状からみた主な課題.....	44

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市のこども・子育て施策の方向性.....	49
2 基本理念.....	49
3 計画の基本目標.....	50
4 重点な取組及び指標の設定.....	52

第4章 施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支える勝浦市..... 55

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実.....	55
2 地域における子育て支援サービスの充実.....	57
3 教育・保育サービスの充実.....	58
4 障害児や発達障害を抱えたこどもやその保護者に対する支援.....	59
5 ひとり親家庭への支援.....	60
6 こどもの貧困解消の推進.....	61
7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	62
8 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	63

基本目標2 こども・若者の育ちを支える勝浦市..... 64

1 学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携.....	64
2 生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興.....	65
3 安心して学ぶことができる環境づくり.....	66
4 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組.....	66
5 次世代を担う若者への支援.....	67
6 こども・若者の自殺対策.....	67

基本目標3 地域ぐるみで豊かな成長を支える勝浦市.....	68
1 こども・若者の権利の保障、社会参画や意見表明の推進.....	68
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり.....	69
3 安全・安心な生活環境づくり.....	70
4 こどもまんなかの視点のまちづくり.....	71
5 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大.....	72
第5章 量の見込みと確保方策	
1 子ども・子育て支援事業計画.....	75
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等.....	79
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等.....	82
4 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって.....	97
第6章 計画の推進に向けて	
1 こども・若者の社会参画・意見反映.....	101
2 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革.....	101
3 協働による計画の推進.....	102
4 計画の進行管理.....	103
5 計画の周知及び広報.....	103
資料編	
1 勝浦市子ども・子育て会議条例.....	107
2 勝浦市子ども・子育て会議委員名簿.....	109
3 用語解説.....	110

「こども」表記について

こども基本法(令和4年法律第 77 号)において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。

これを踏まえ、下記の基準により、本計画においても「こども」で表記しています。

(1)特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2)特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：子供・若者育成支援推進大綱における「子供」 子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において令和5年4月、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正)に基づく3つのこどもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

近年、こども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障害など多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれたこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「勝浦市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、国による待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や放課後児童対策の更なる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」、幼児教育・保育の無償化などを踏まえ、令和2年3月に「第2期勝浦市子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)」を策定しました。

このたび、「第2期計画」の計画期間が終了することに伴い、国の動向等を踏まえ、本市では、既存の「子ども・子育て支援計画」に加え、新たに「子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消対策推進計画」の内容を一体的に定めた、「勝浦市こども計画」の策定に取り組みます。

【こども・若者支援を取り巻く主な法令等】

法令・大綱等	内容
少子化社会対策基本法 (平成15年9月1日施行) 「少子化社会対策大綱」を策定	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現
次世代育成支援対策推進法 (平成17年4月1日施行)	次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る(対象:0歳～18歳) ※当初10年間の時限法として成立したが、令和16年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)
子ども・若者育成支援推進法 (平成22年4月1日施行) 子供・若者育成支援推進大綱 「子ども・若者ビジョン」を策定	すべてのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会を目指す(対象:0歳～39歳)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 (平成26年1月17日施行) 「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定 令和6年6月「こどもの貧困解消対策の推進に関する法律」に改定	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする
子ども・子育て支援法 (平成27年4月1日施行)	教育・保育施設の量と質の確保、地域の子育て支援の充実(対象:0歳～18歳)

○令和5年4月に「こども家庭庁」が発足

○こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行

こども基本法

令和5年4月1日施行 こどもの状況、環境等にかかわらず、権利が守られる社会の実現

こども施策に関する大綱(こども大綱)【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

2 こどもまんなか社会の実現に向けて

(1)こどもまんなか社会を見据えた計画の策定

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

すべての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする「こどもまんなかアクション」を推進するためにも、こども大綱を勘案した計画を策定し、すべてのこども・若者が身体的・精神的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【こどもまんなか社会】

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

(2)こども施策に関する基本的な方針

こども大綱では、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3)こども施策に関する重要事項

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、妊娠前や妊娠期から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げており、すべてのライフステージに共通する事項として以下に挙げる施策に取り組むこととされていることから、本計画においてもそれらを勘案し内容を盛り込みます。

【こども施策に関する重要事項】（こども大綱からの抜粋）

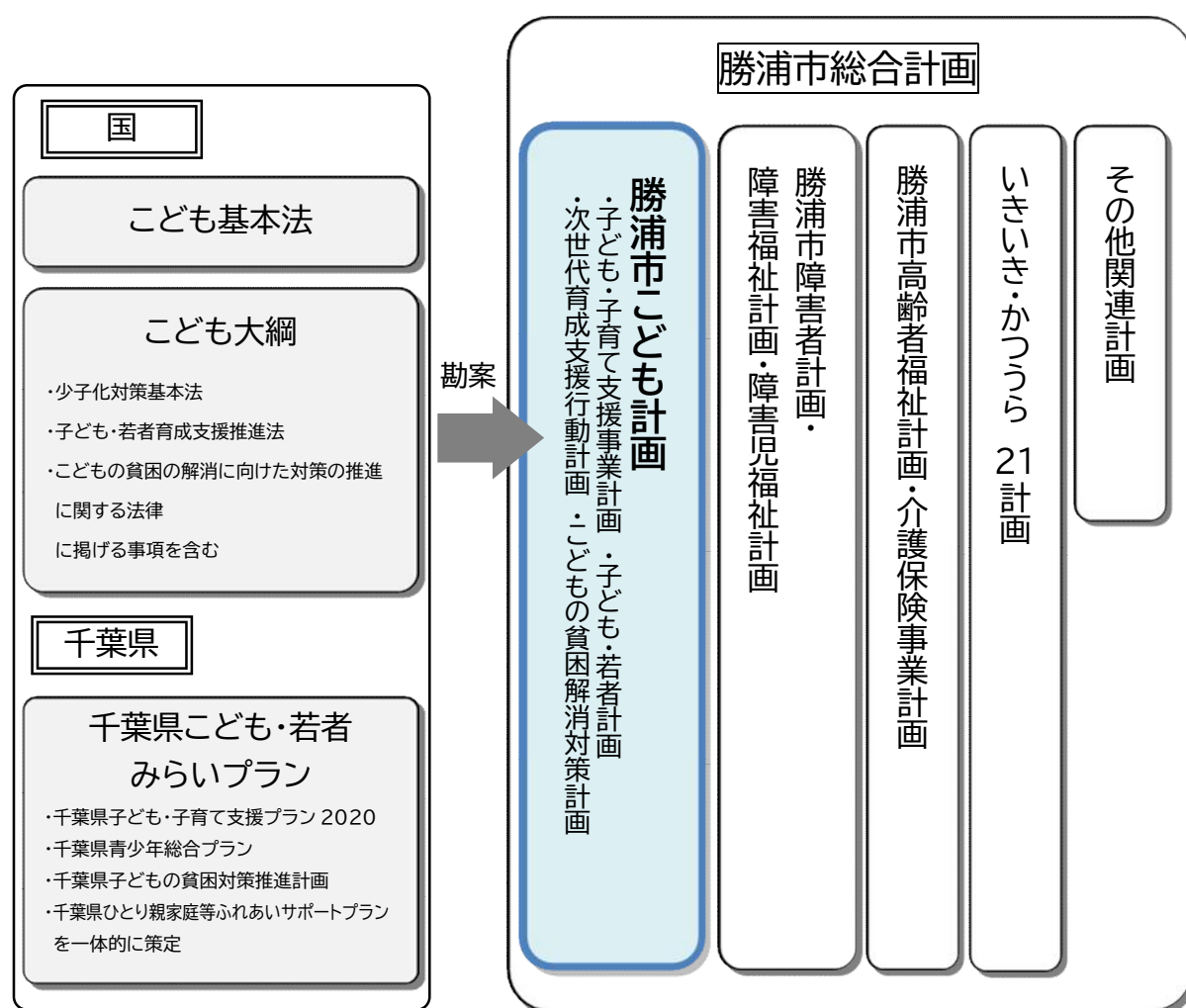
重要事項		内容
ライフステージを通した重要事項		・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ・こどもの貧困対策 ・障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
ライフステージ別の重要事項	こどもの誕生前から幼児期まで	・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	学童期・思春期	・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
	青年期	・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育て当事者への支援に関する重要事項		・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援 ・共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ・ひとり親家庭への支援

3 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

本計画は、現行計画である子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「勝浦市子ども・子育て支援事業計画」とそこに含まれる、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」並びに母子の健康づくりに係る「母子保健計画」のほか、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定に基づく「こどもの貧困の解消に向けた計画」、こども大綱が掲げる事項である子ども・若者育成支援推進法第9条の規定に基づく「市町村こども・若者計画」を一体のものとした計画です。

計画策定に当たっては、本市の最上位計画である「勝浦市総合計画」をはじめ、そのほかこども・子育て施策に関係する各分野の計画と連携・整合を図っていきます。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、市の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標を踏まえて、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

(2)計画の対象

本計画は、本市に住むすべての子ども、若者、妊産婦、子育て当事者を対象とします。

行政をはじめ、地域や地域で活動している組織・団体等の支援により、計画の対象となるすべての市民がそれぞれのライフステージにおいて幸せな暮らしの実現を目指します。なお、「子ども」は特定の年齢にあるものと定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」すべてと定め、その支援が特定の年齢によって途切れることがないようにします。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の策定体制

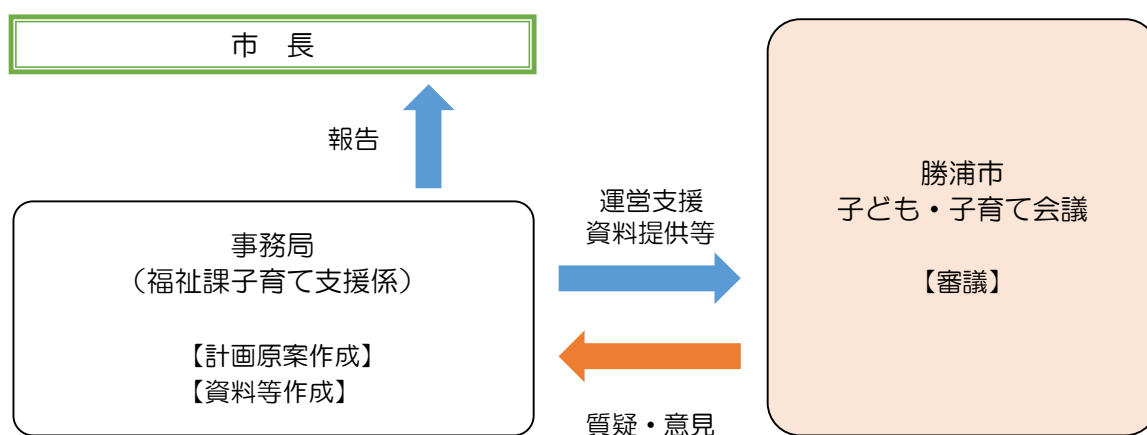
勝浦市子ども・子育て会議の開催、アンケート調査の実施及びパブリックコメントの実施など、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1)勝浦市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定にあたって、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、市は条例に基づく審議会として「勝浦市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

会議は、学識経験者をはじめ、事業者・公募市民等で構成されています。

■策定体制図



(2)アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策などの充実に向けて、「勝浦市こども計画」の資料とするため、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、令和6年8月にアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメントの実施

「勝浦市子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和7年2月から、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。

募集にあたっては、市のホームページや「広報かつうら」等でパブリックコメントの実施について周知しました。

また、本計画はこどもの意見を聞くことを趣旨にしていることから、中学生に向けた意見聴取を行いました。

第2章

本市の現状

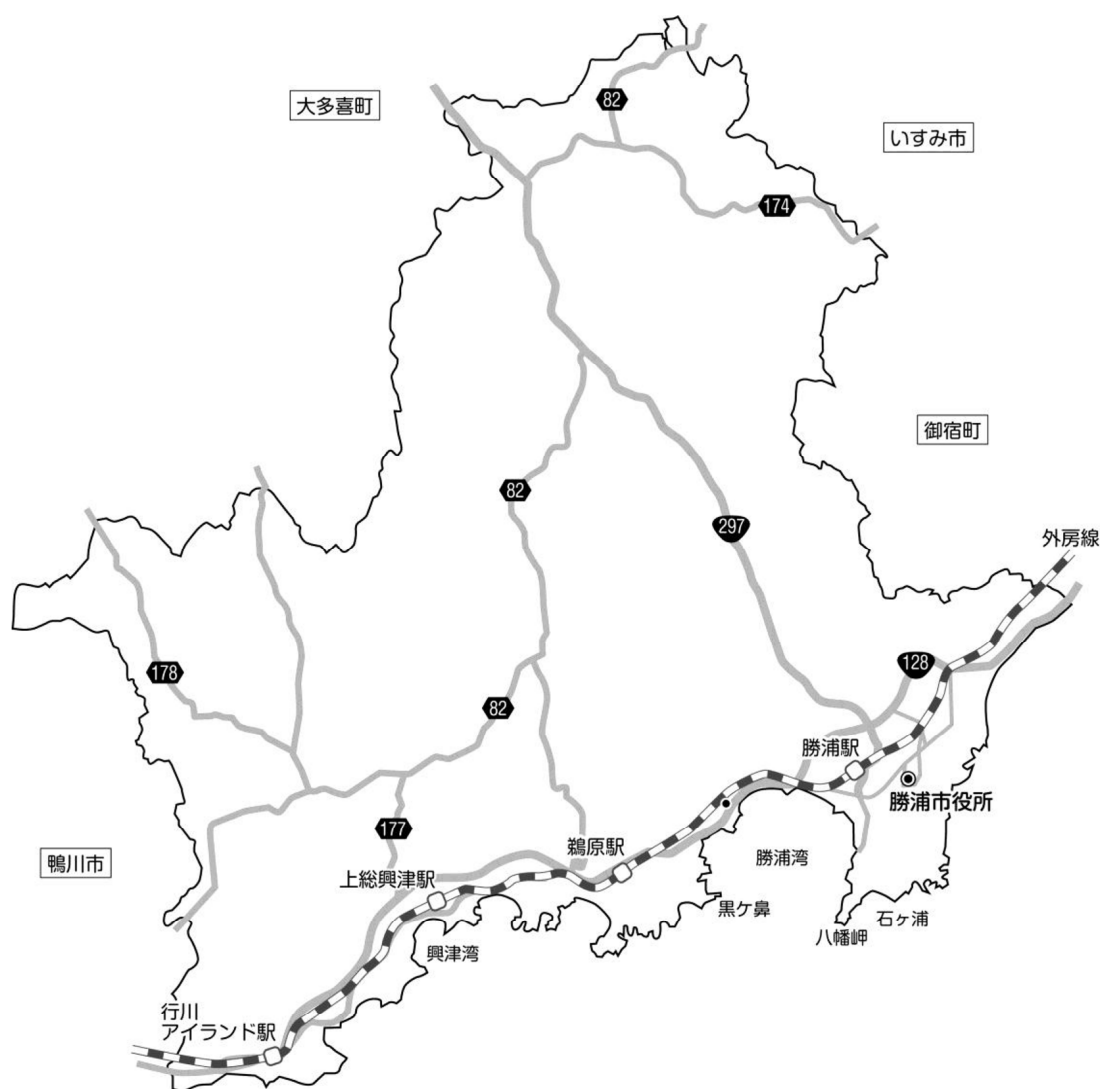
第2章 本市の現状

1 地理的状況

本市は、千葉県の南東部、千葉市から南へ約50km、都心から約75km圏内に位置し、西は鴨川市、北西から北は大多喜町、北東はいすみ市、東は御宿町にそれぞれ隣接しています。面積は93.96km²となっています。

南を太平洋に面する本市の地形は、市域の大半を山地が占めており、鉄道は海岸沿線にJR外房線勝浦駅を含めて4駅あります。

幹線道路は、国道128号が海岸沿いを東西方向に連絡し、南北方向に大多喜町を経由して千葉方面まで結ぶ国道297号と市の中心部で交差しています。



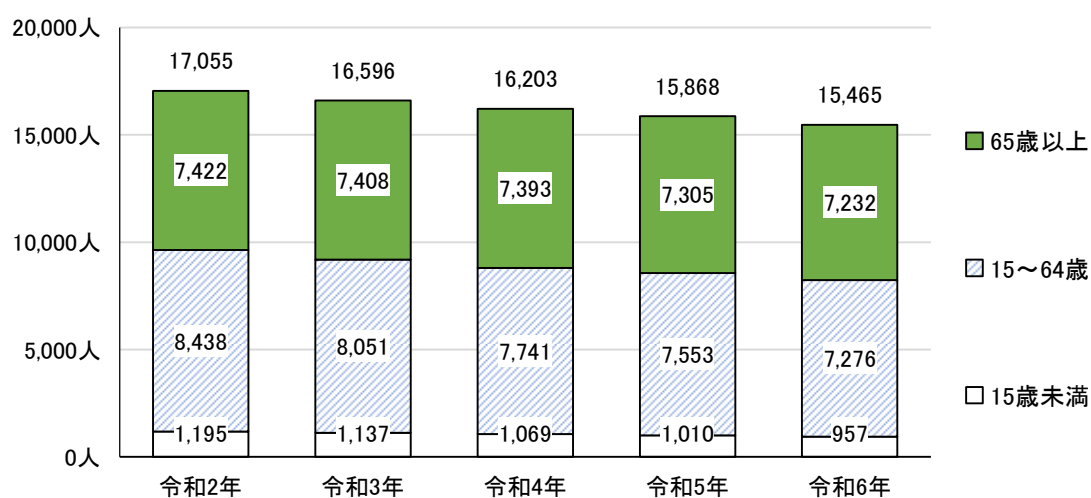
2 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、令和6年4月1日現在、15,465人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で1,590人の減少となっています。

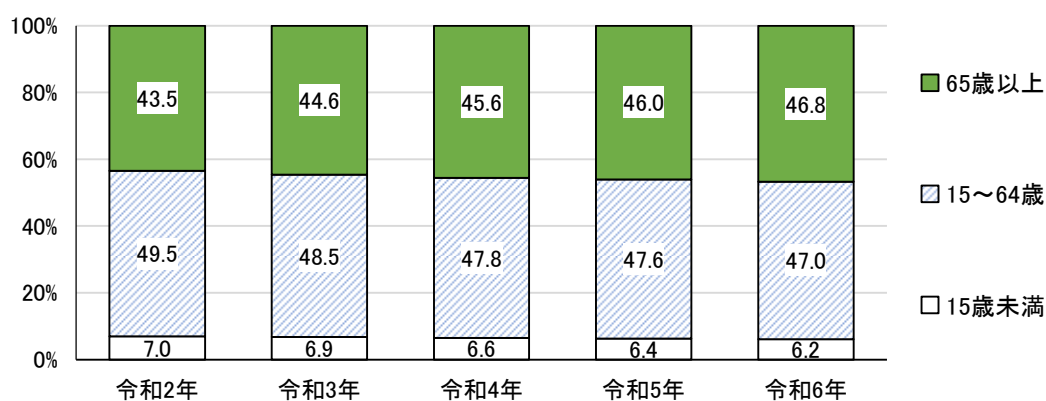
年齢3区分人口構成比の推移でみると、65歳以上の高齢者人口構成比は微増していますが、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分人口構成比の推移

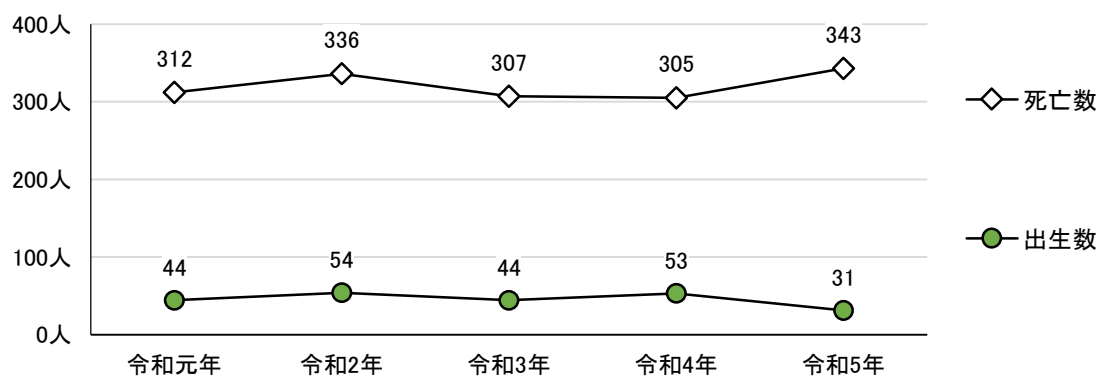


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)自然動態

出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回って推移しています。

■出生数及び死亡数の推移

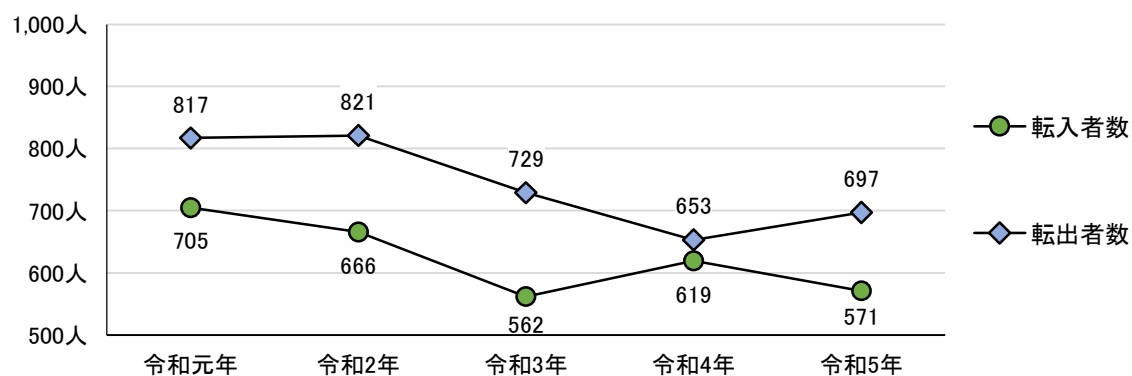


資料:千葉県毎月常住人口調査

(3)社会動態

転入者数及び転出者数の推移をみると、転出者数が転入者数を上回って推移しています。

■転入者数及び転出者数の推移

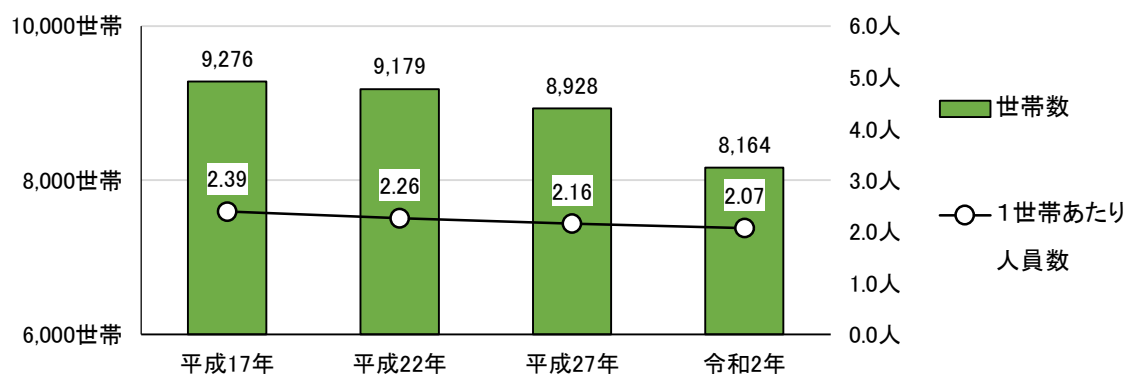


資料:千葉県毎月常住人口調査

(4)世帯数

本市の世帯数は年々減少しており、令和2年には8,164世帯となっています。
さらに、1世帯あたりの人員数も減少しており、核家族化が進行しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

(5)世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯の比率が年々増加しており、令和2年には3,670世帯(全体の45.0%)となっていることに加え、三世代世帯は大きく減少しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています

■世帯類型による世帯数の推移

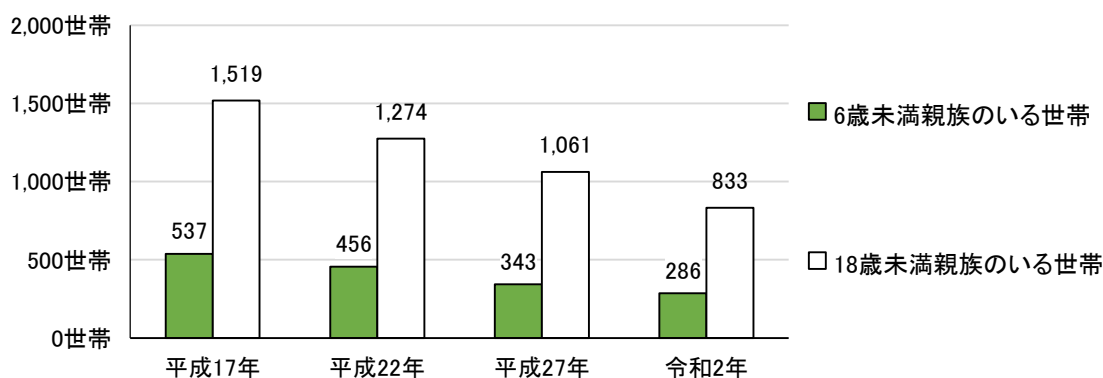
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
単独世帯	3,750	3,877	4,057	3,670
核家族世帯	3,756	3,724	3,597	3,552
夫婦のみ	1,624	1,707	1,719	1,818
夫婦と子ども	1,470	1,331	1,210	1,062
男親と子ども	118	126	104	115
女親と子ども	544	560	564	557
三世代世帯	1,223	1,223	789	540
その他の世帯	547	340	485	402
一般世帯数(合計)	9,276	9,164	8,928	8,164

資料：国勢調査

(6) こどものいる世帯数

18歳未満のこどもがいる世帯について、令和2年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯は286世帯、18歳未満親族のいる世帯は833世帯となっており、こどものいる世帯は年々減少している状況です。

■こどもがいる世帯数の推移



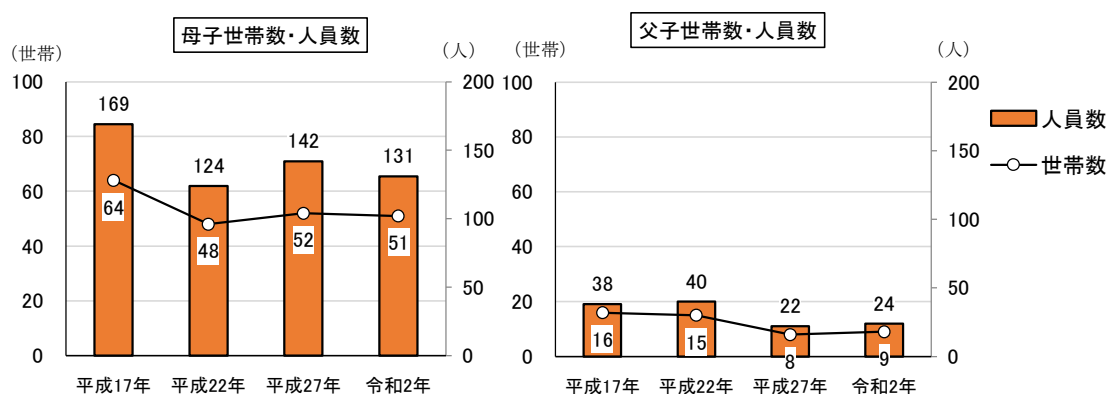
資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

本市の父子世帯数について、平成22年の40世帯をピークに減少しており、令和2年では24世帯となっています。

母子世帯数では、平成17年の169世帯をピークに減少しており、令和2年では131世帯となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移



資料:国勢調査

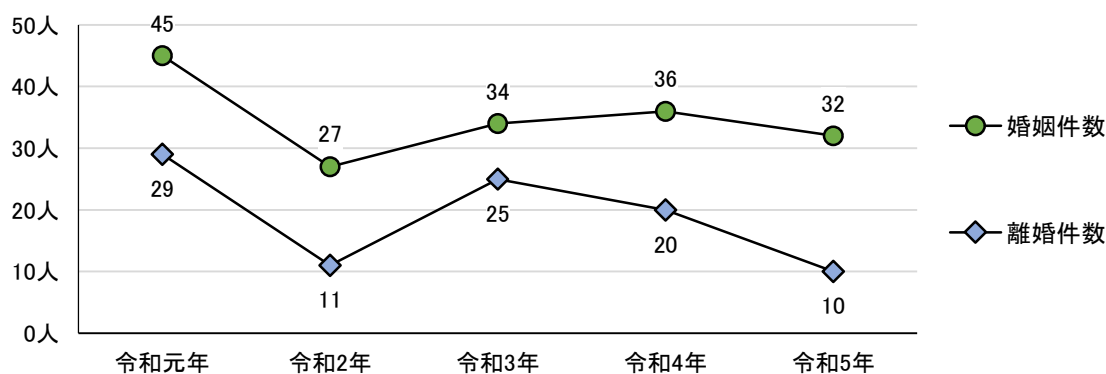
3 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は令和5年では32件となっています。

また、離婚件数は令和5年では10件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

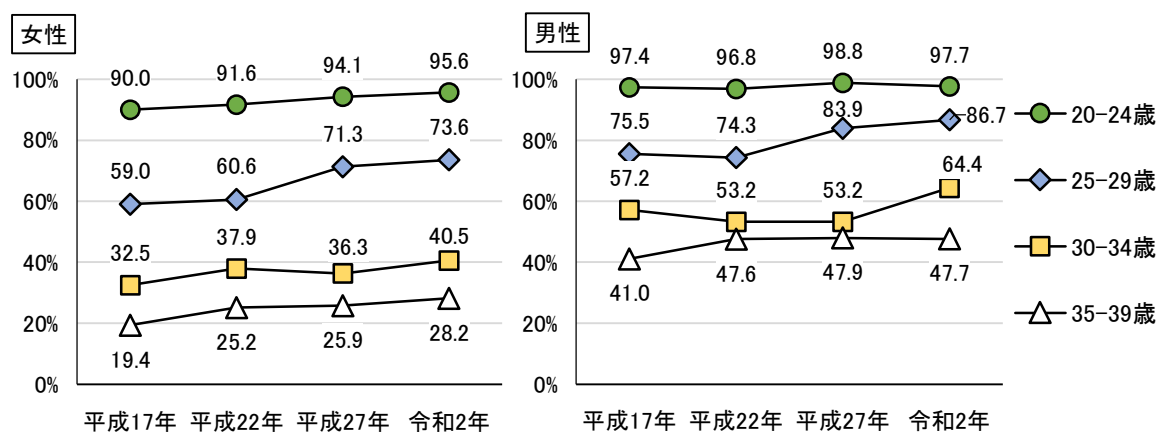


資料：千葉県人口動態統計

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど、未婚率が高くなっています。女性は、25-29歳の未婚率上昇が大きくなっており、15年間で15ポイント近く上昇しています。男性は、女性よりも未婚率が高い傾向が見られます。

■未婚率の推移



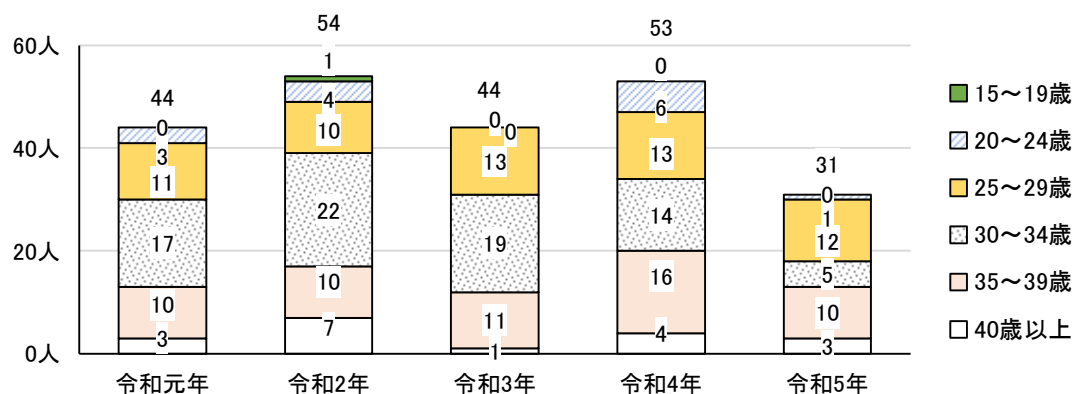
資料：国勢調査

(3)出生数

本市の出生数は、1年ごとに増減を繰り返しており、令和5年では31人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、どの年においても30～34歳がボリュームゾーンとなっており、次いで、25～29歳、35～39歳が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

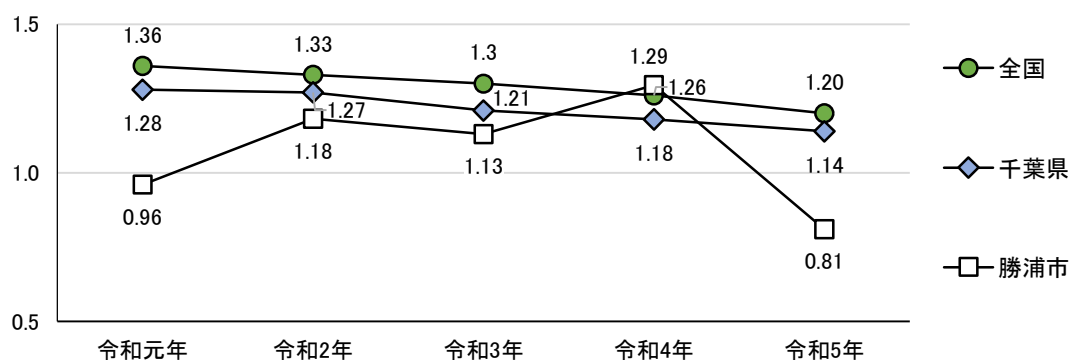


資料：千葉県人口動態統計（年齢不詳は除く）

(4)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、令和5年で0.81となっており、全国及び県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移

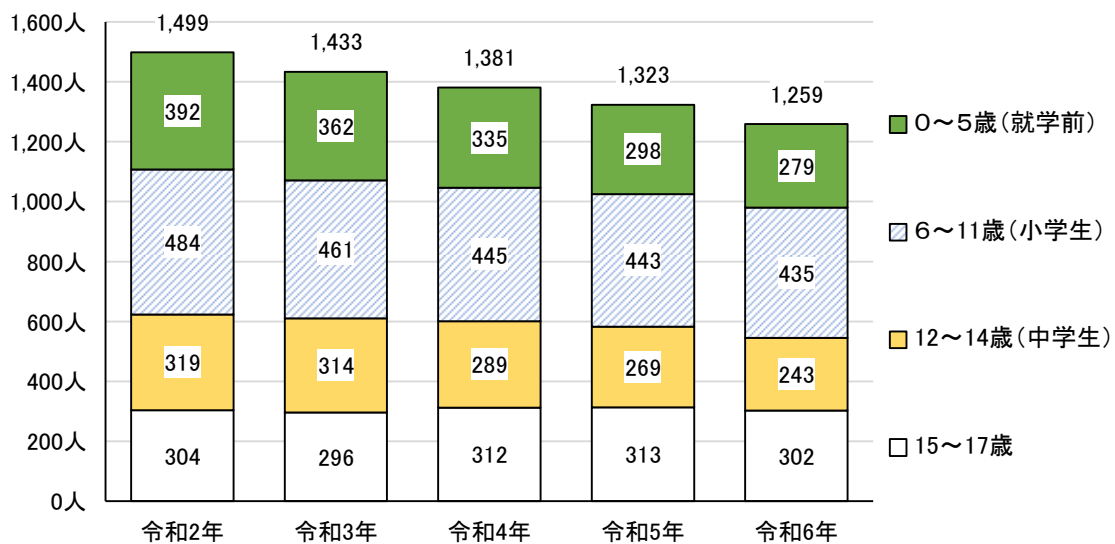


資料：千葉県人口動態統計

(5)18歳未満の児童数の推移

本市の18歳未満の児童数は、令和6年では1,259人となっており、令和2年から240人減少しています。

■児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

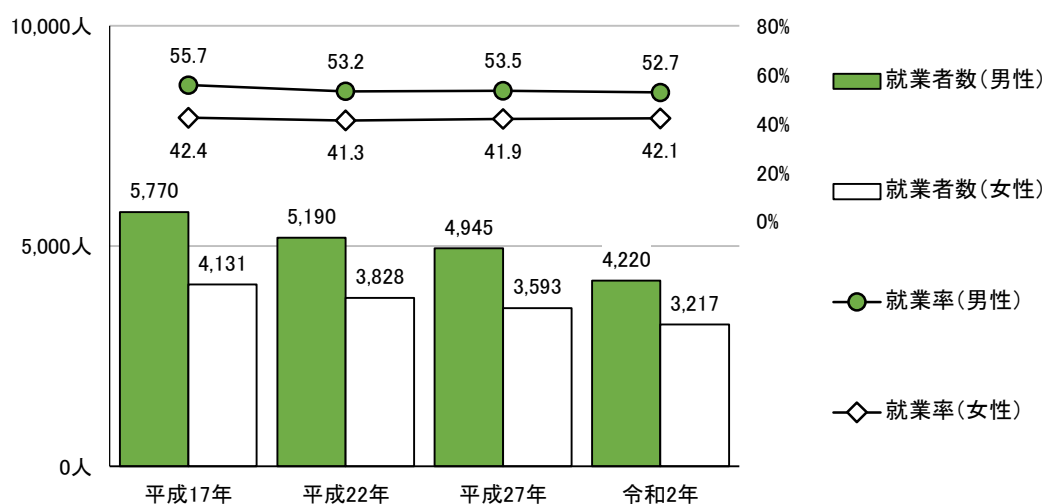
4 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

就業者数は、男女ともに平成17年から年々減少しており、令和2年では男性が4,220人、女性が3,217人となっています。

就業率は、令和2年では男性が52.7%、女性が42.1%となっています。

■ 就業者数の推移



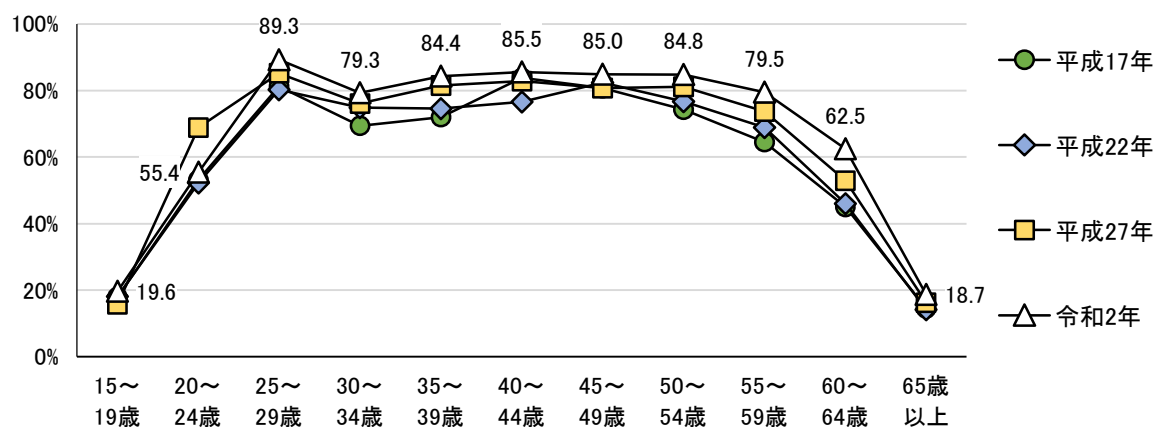
資料: 国勢調査

(2) 年齢別労働力率

女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。

30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■ 女性の年齢別労働力率

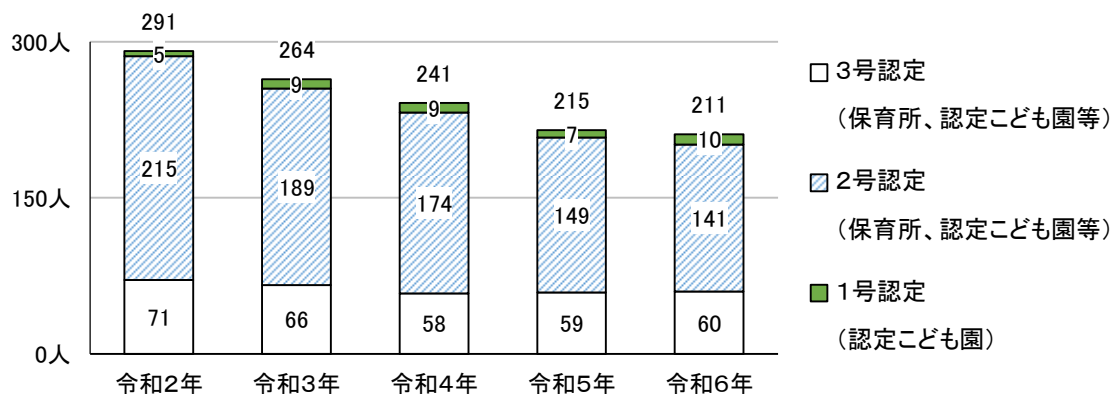


5 教育・保育事業の状況

(1) 保育所・認定こども園等の入所(園)児童数

保育所・認定こども園等の入所(園)児童数は令和6年で211人(1号認定:10人、2号認定:141人、3号認定:60人)となっています。

■保育所・認定こども園等の入所(園)児童数



資料:勝浦市(各年4月1日現在)

(2) 小学校児童

本市における小学生児童数は、令和6年5月現在、430人となっています。

■市内の小学校の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(か所)	5	5	5	5	5
学級数(クラス)	40	40	39	39	40
単式学級	42	28	29	27	27
複式学級	4	3	4	4	3
特別支援学級	8	8	8	8	9
児童数(人)	475	454	441	438	430
1年生	58	82	67	82	61
2年生	76	56	83	66	81
3年生	73	75	57	84	66
4年生	87	71	76	57	84
5年生	86	87	71	78	58
6年生	95	83	87	71	80

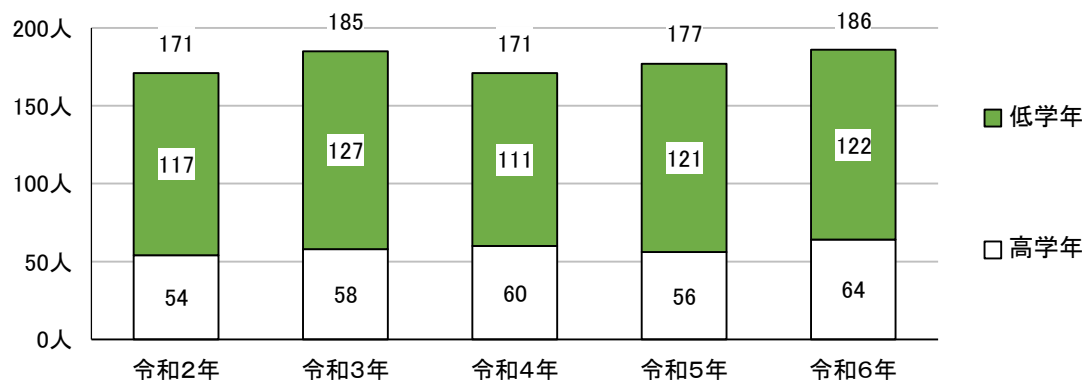
資料:勝浦市(各年5月1日現在)

(3)放課後ルーム利用児童数

本市の放課後児童健全育成事業は、「放課後ルーム」の名称で受け入れを行っており、市内6か所に整備されています。

登録児童数は増加傾向にあり、令和6年5月1日現在で186人となっています。

■放課後ルーム利用児童数の利用者数



資料:勝浦市(各年5月1日現在)

(4)中学校生徒

本市の中学校生徒数は、令和6年5月現在、239人となっています。

■市内の中学校の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校数(か所)	1	1	1	1	1
学級数(クラス)	13	13	12	11	10
単式学級	10	10	10	9	8
複式学級	0	0	0	0	0
特別支援学級	3	3	2	2	2
生徒数(人)	307	306	277	261	239
1年生	101	97	81	86	71
2年生	107	101	95	80	88
3年生	99	108	101	95	80

資料:勝浦市(各年5月1日現在)

6 アンケート調査結果について

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見や、小学生・中学生・高校生の生活実態、将来について、要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査の状況

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	291人	96件	33.0%
小学生保護者・本人	436人	130件	29.8%
中学生保護者・本人	243人	82件	33.7%
高校生保護者・本人	297人	86件	29.0%

※調査結果について

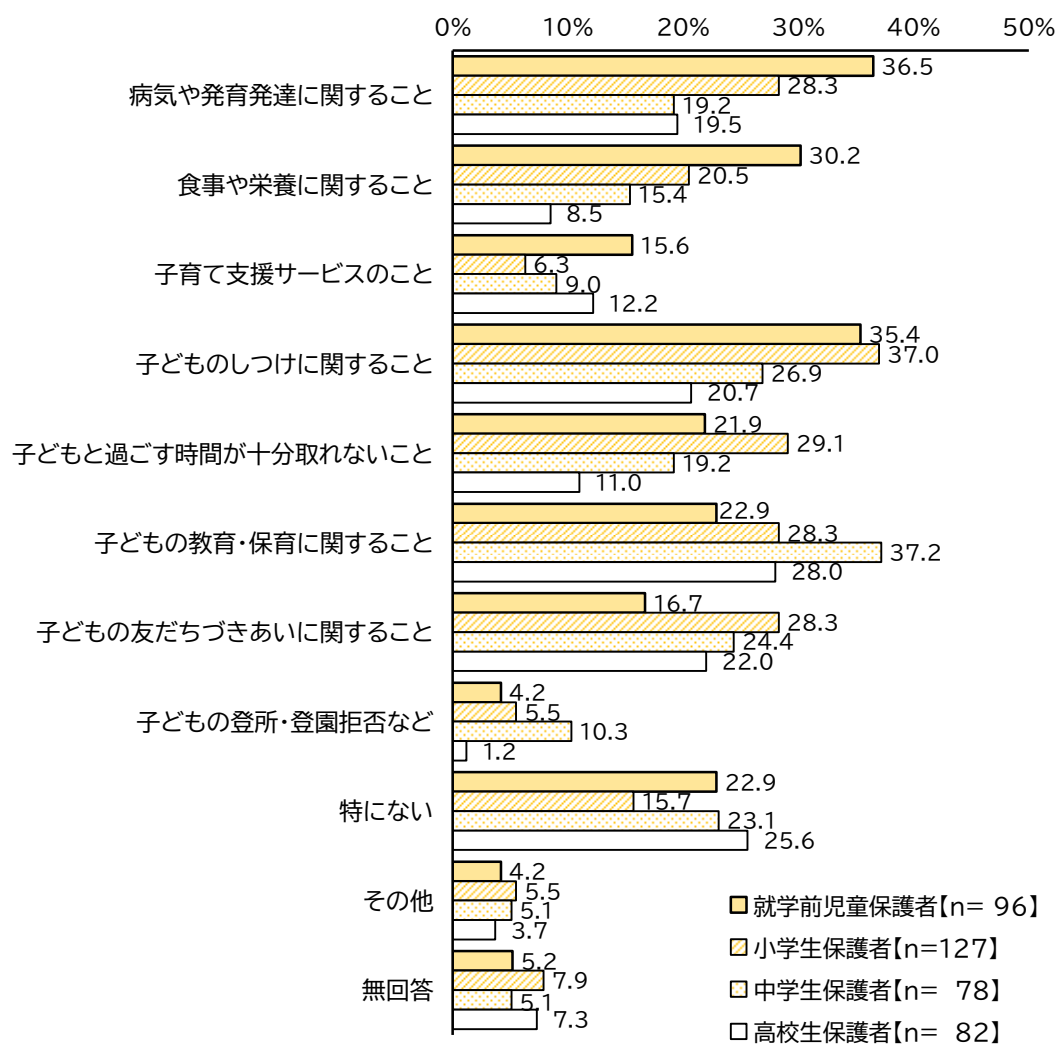
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)子育てに関する不安や悩み、ニーズ等

①子育てに関する不安や悩み

子どもに関して、悩んでいる、気になることは、就学前児童保護者では「病気や発育発達に関すること」、小学生保護者では「子どものしつけに関すること」、中学保護者、高校生保護者では「子どもの教育・保育に関すること」がそれぞれ最も多くなっています。

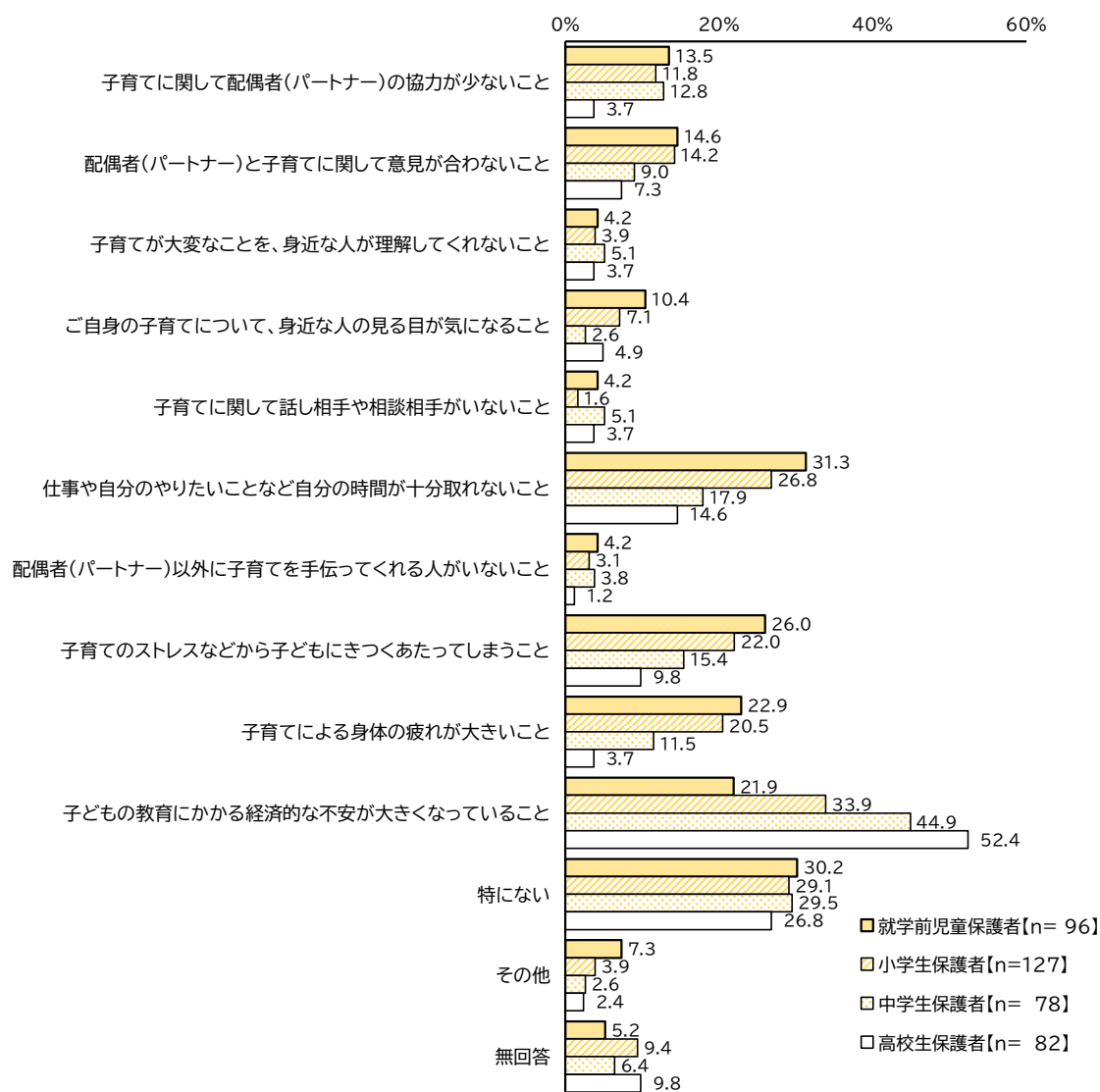
◆子育てに関する悩み・気になること(子どもに関すること)



また、ご自身に関して、悩んでいる、気になることは、就学前児童保護者では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が最も多く、次いで、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」となっています。

また、小学生保護者、中学生保護者、高校生保護者いずれも「子どもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」が最も多くなっています。

◆子育てに関する悩み・気になること(ご自身に関すること)

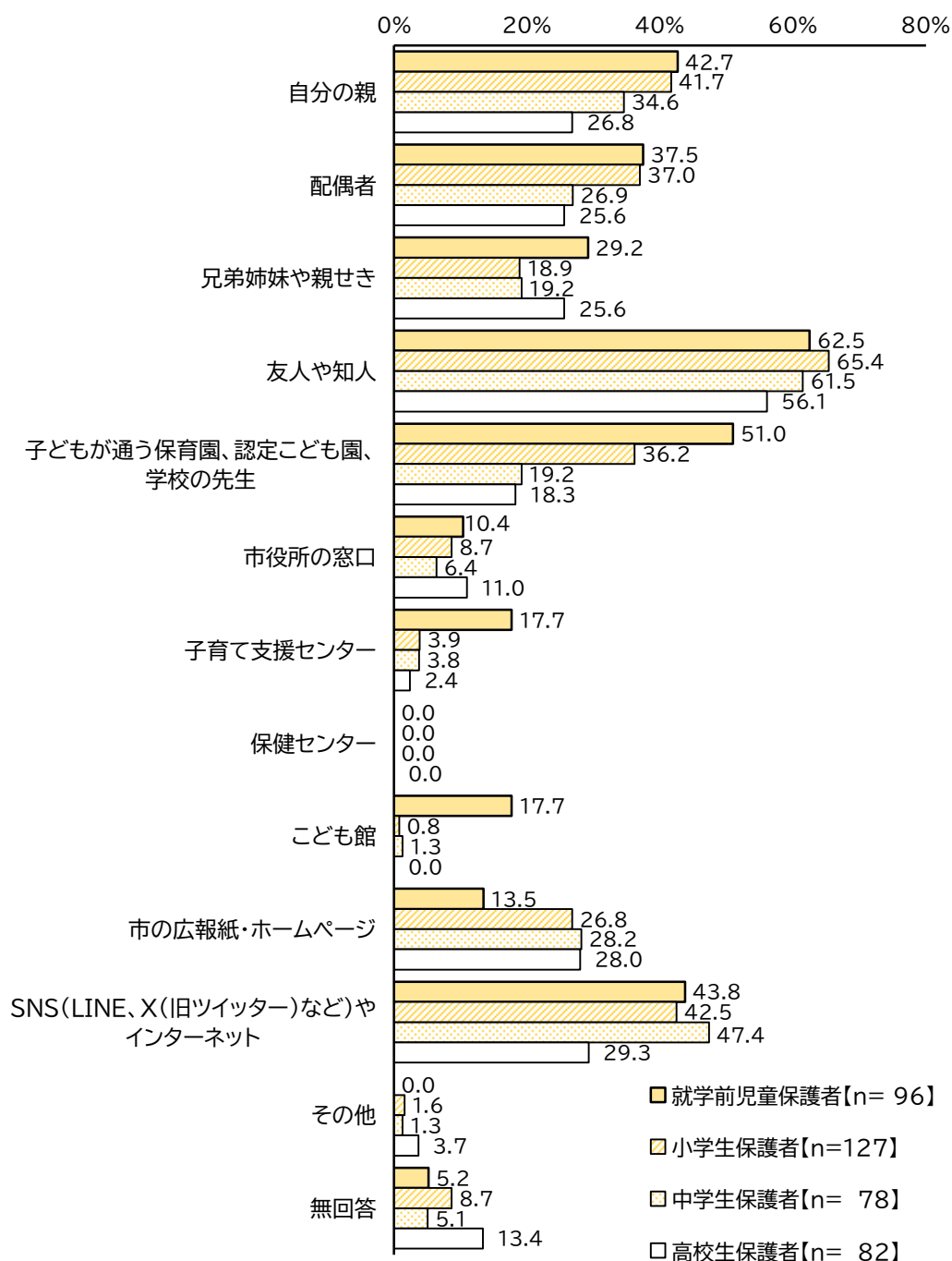


②子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、「友人や知人」が最も多く、特に小学生保護者では65.4%と高くなっています。次いで、「SNS(LINE、X(旧ツイッター)など)やインターネット」、「自分の親」、「配偶者」の順となっています。

また、就学前児童保護者では「子育て支援センター」や「こども館」なども多くなっています。

◆子育てに関する情報の入手先

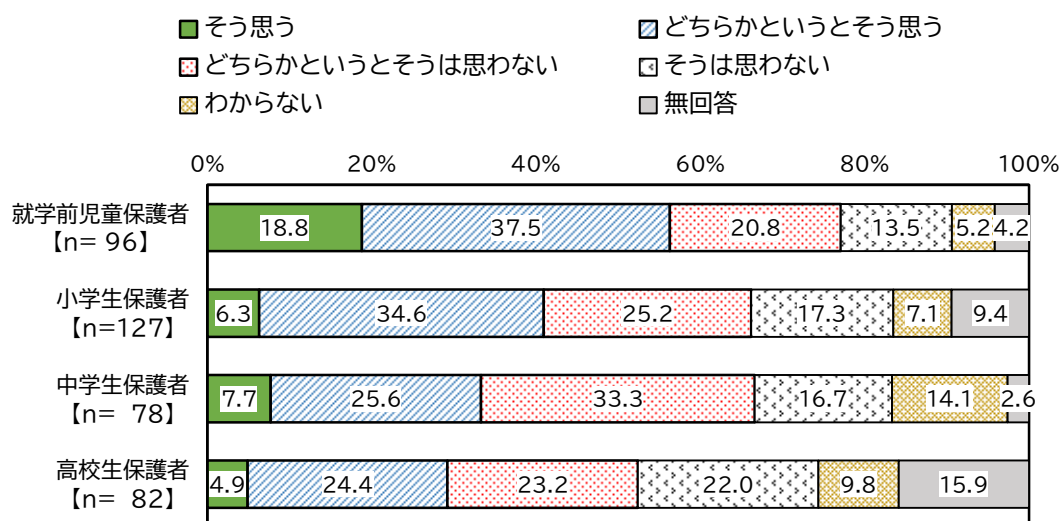


③勝浦市の子育てのしやすさについて

勝浦市は子育てがしやすいかについて、『そう思う』割合(「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計)は、就学前児童保護者では56.3%、小学生保護者では40.9%、中学生保護者では33.3%、高校生保護者では29.3%となっています。

就学前児童保護者と小学生保護者を前回調査と比較すると、『そう思う』割合は大幅に上昇しています。(就学前児童保護者:H31年35.7%→R6年56.3%、小学生保護者:H31年21.6%→R6年40.9%)

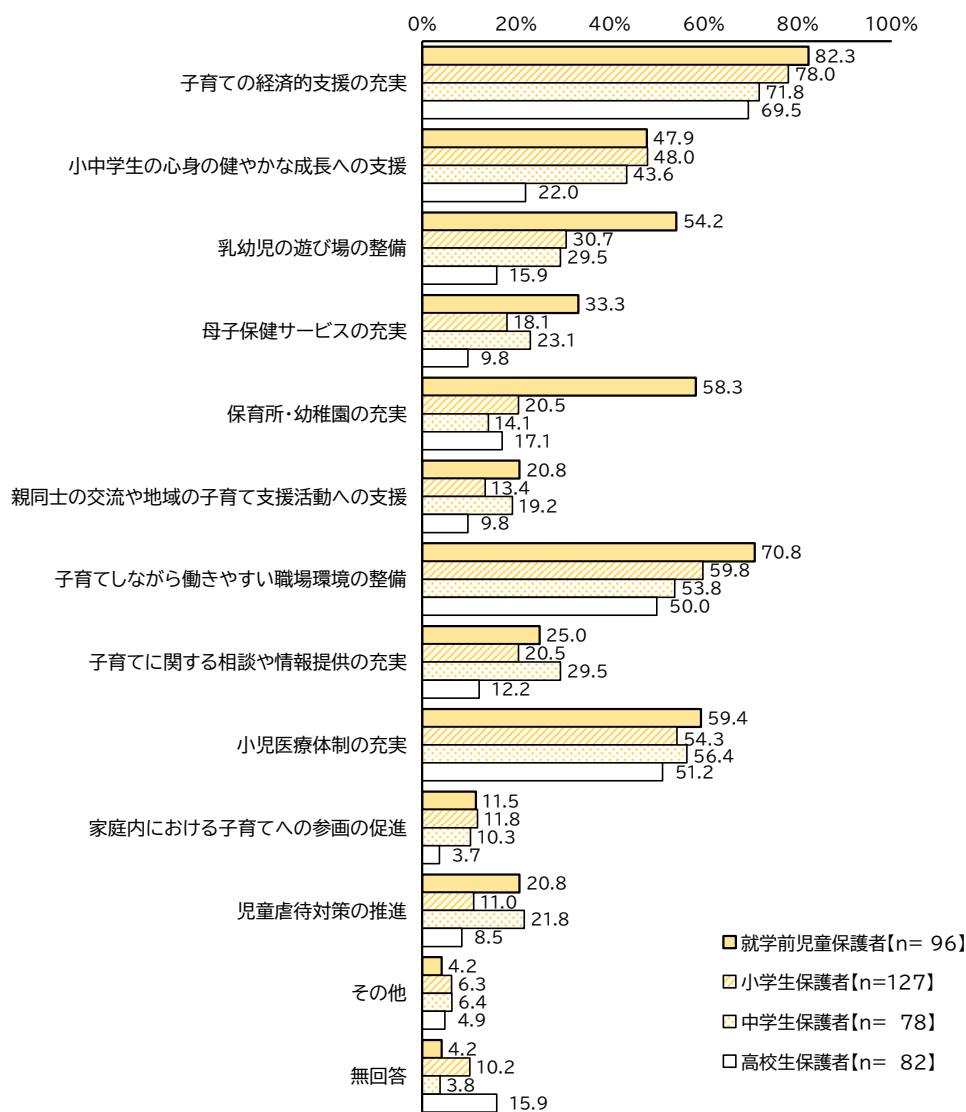
◆勝浦市の子育てのしやすさについて



④子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思う施策

子育てをしやすいまちづくりのために重要と思う施策は、就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者、高校生保護者いずれも「子育ての経済的支援の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「小児医療体制の充実」が上位にあげられています。

◆子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思う施策



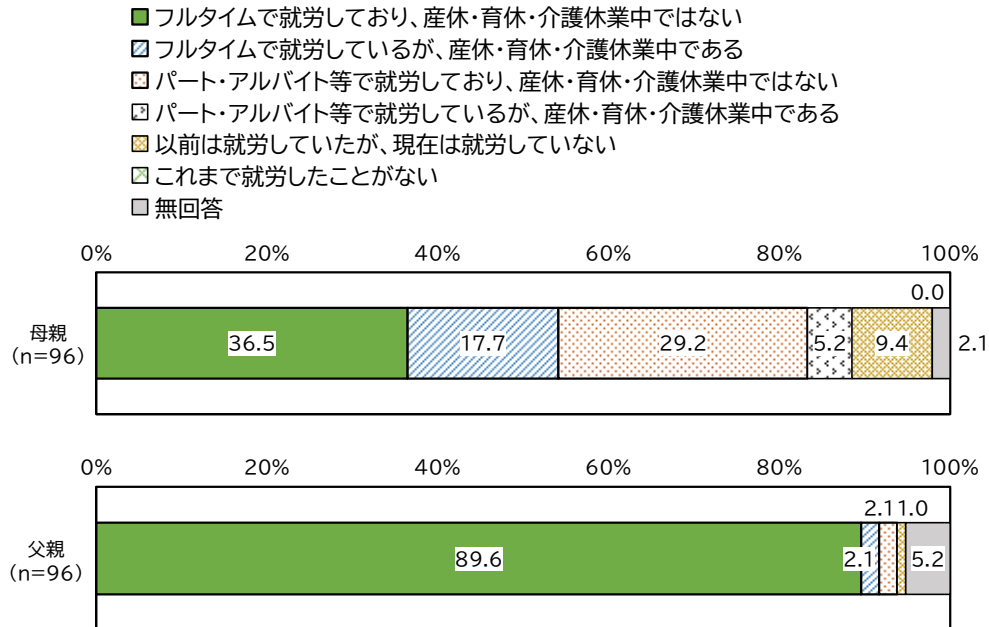
(2)教育・保育に対するニーズの変化、子育て環境の変化

①保護者の就労状況について

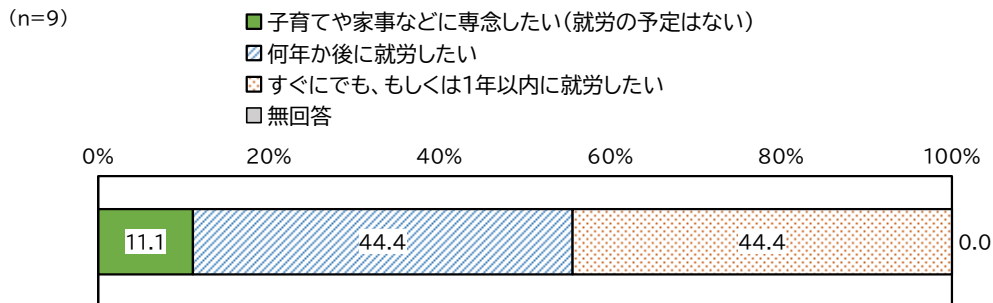
就学前児童保護者の就労状況は、前回調査と比べると、フルタイムやパートなど就労している母親、また、産休・育児休業中の母親が増加している傾向がうかがえました。

また、就労していない母親の就労希望では、4割がすぐにでも就労したいと回答しています。

◆両親の就労状況【就学前児童保護者】



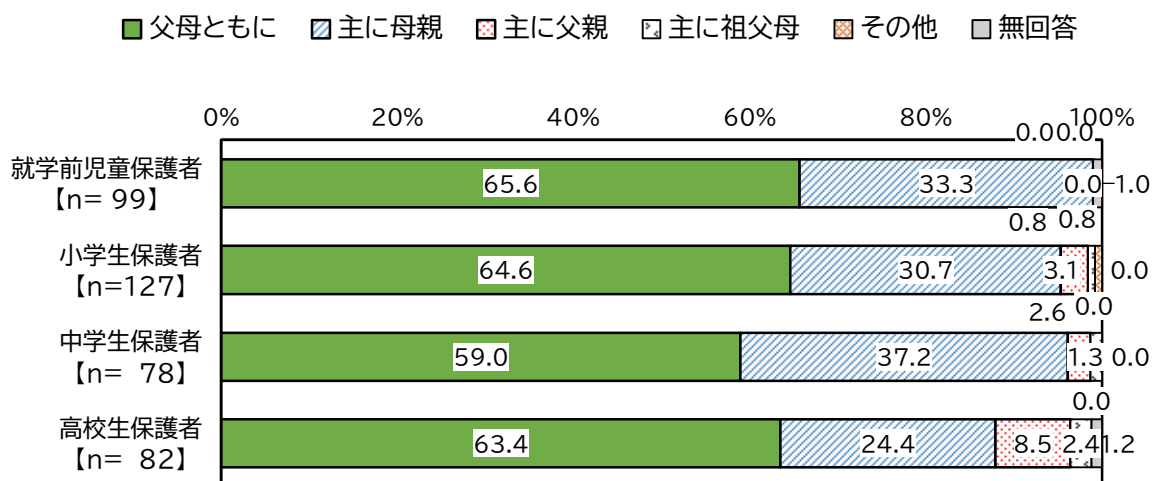
◆就労していない母親の就労希望【就学前児童保護者】



②家事・育児に関する父母の関わり方の変化

主に子育てをしている人は、「父母ともに」の回答割合が最も高くなっています。就学前児童保護者と小学生保護者を前回調査と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが4.5ポイント高くなっています。（就学前児童保護者：H31年65.6%→R6年61.1%、小学生保護者：H31年60.1%→R6年64.6%）

◆子育てを主に行っている方【就学前児童保護者】

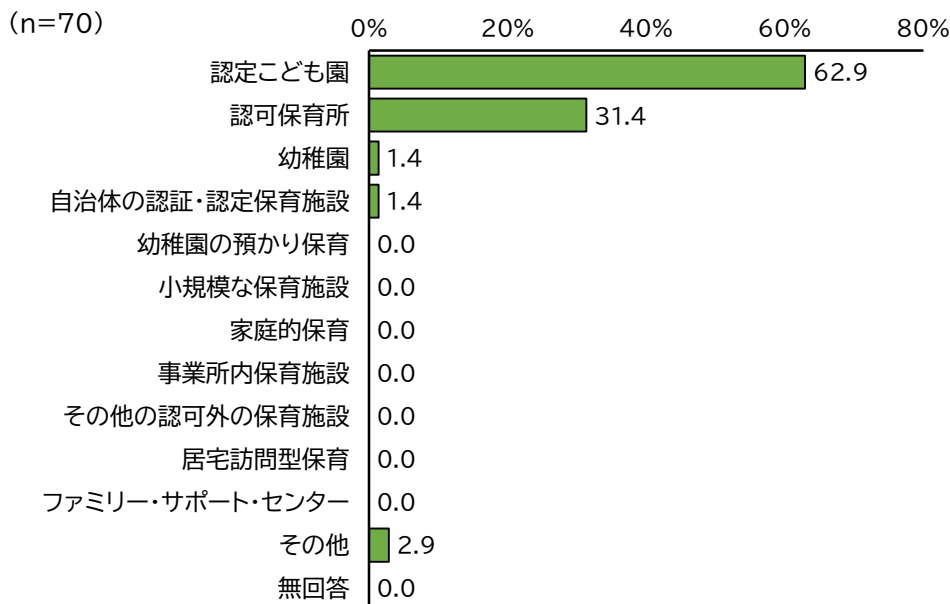


③保育所・認定こども園などの利用と利用意向について

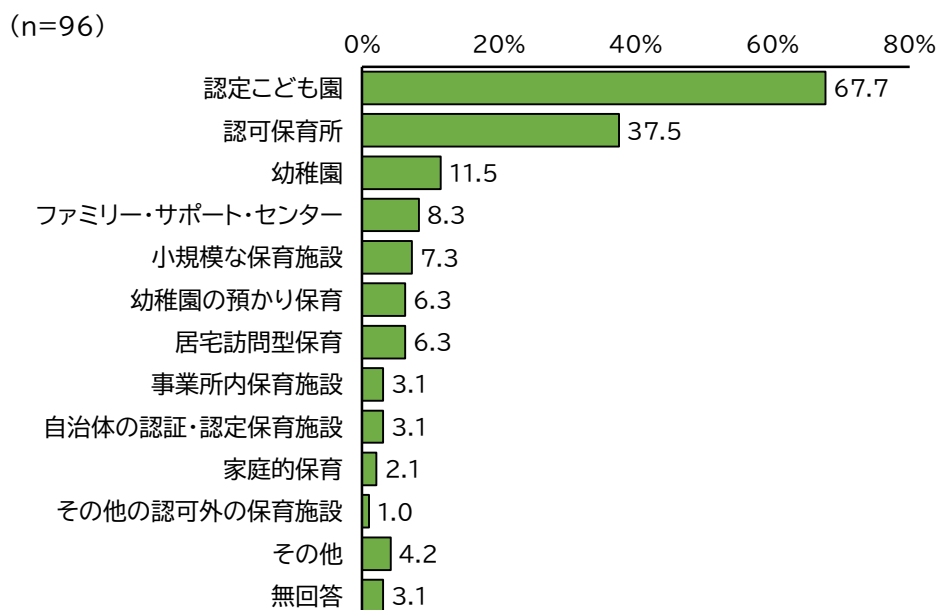
現在利用している事業は、「認定こども園」が62.9%で最も多く、次いで、「認可保育所」が31.4%、「幼稚園」、「自治体の認証・認定保育施設」がともに1.4%となっています。

利用したい定期的な教育・保育の事業は、「認定こども園」が67.7%で最も多く、次いで、「認可保育所」が37.5%、「幼稚園」が11.5%、「ファミリー・サポート・センター」が8.3%、「小規模な保育施設」が7.3%となっています。

◆保育所・認定こども園などの利用状況【就学前児童保護者】



◆保育所・認定こども園などの利用意向【就学前児童保護者】

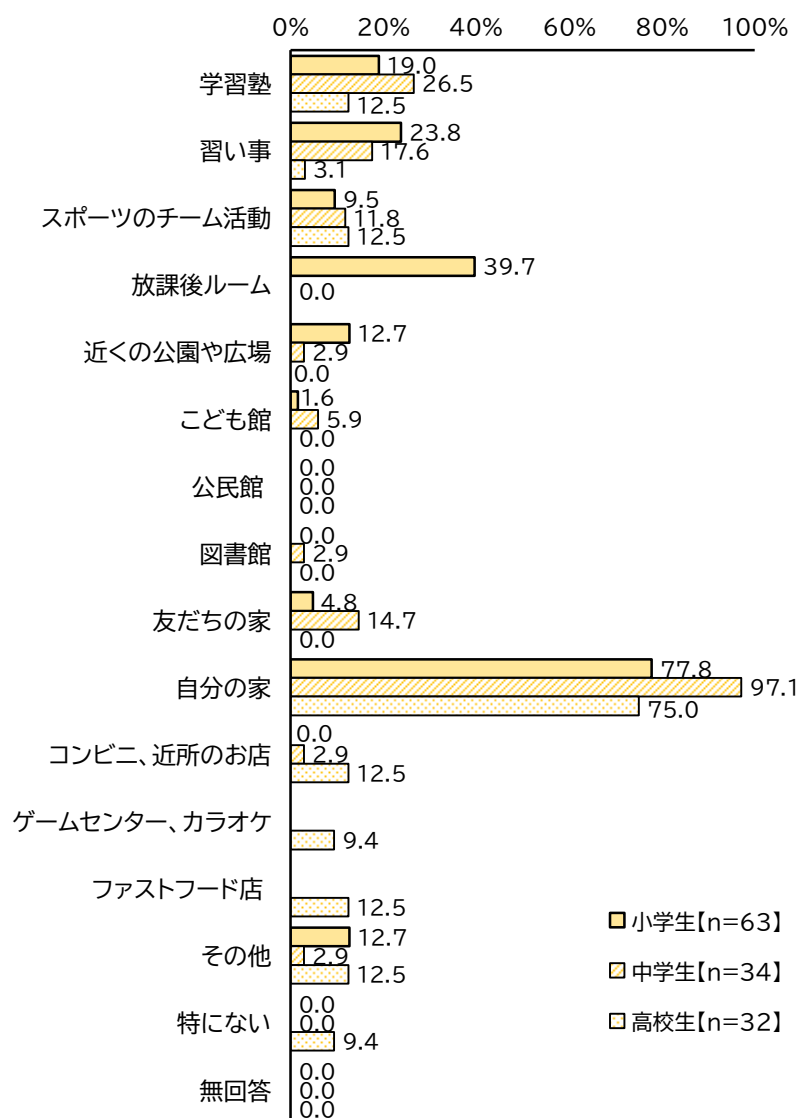


(3)子ども等に関する課題やニーズ

①放課後の居場所

放課後過ごしている場所は、小学生、中学生、高校生いずれも「自分の家」が最も多くなっています。次いで、小学生では「放課後ルーム」、「習い事」、「学習塾」、中学生では「学習塾」、「習い事」、「友だちの家」、高校生では「学習塾」、「スポーツのチーム活動」、「コンビニ、近所のお店」、「ファストフード店」となっています。

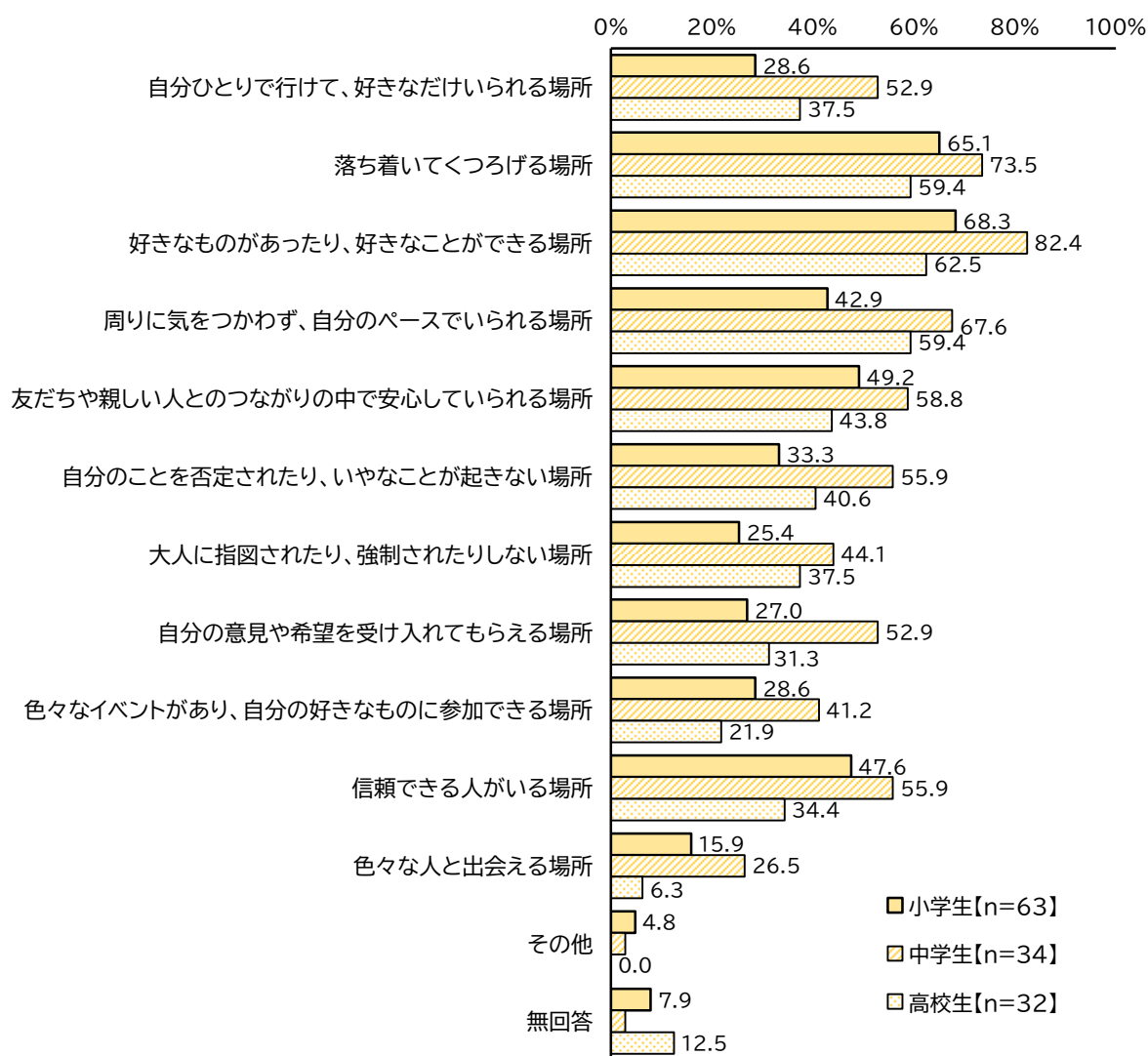
◆放課後の居場所【小・中学生・高校生本人】



②安心できる場所について

安心できる場所、ホッとできる場所は、小学生、中学生、高校生いずれも「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が最も多く、次いで、「落ち着いてくつろげる場所」となっています。

◆安心できる場所について【小・中学生・高校生本人】



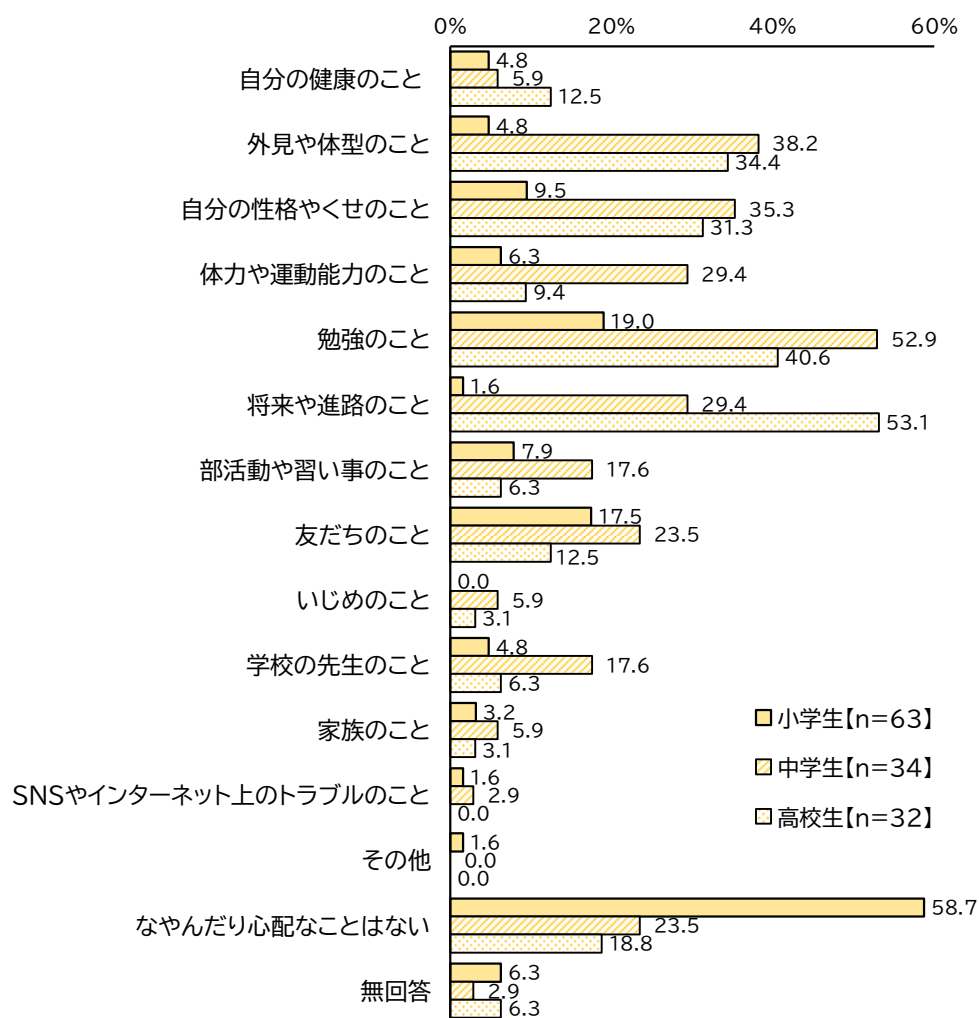
③悩んでいることや心配なこと

今、悩んでいることや心配なことは、小学生では「なやんだり心配なことはない」が最も多く、次いで、「勉強のこと」、「友だちのこと」となっています。

中学生では、「勉強のこと」が最も多く、次いで、「外見や体型のこと」、「自分の性格やくせのこと」となっています。

高校生では、「将来や進路のこと」が最も多く、次いで「勉強のこと」、「外見や体型のこと」となっています。

◆悩んでいることや心配なこと【小・中学生・高校生本人】



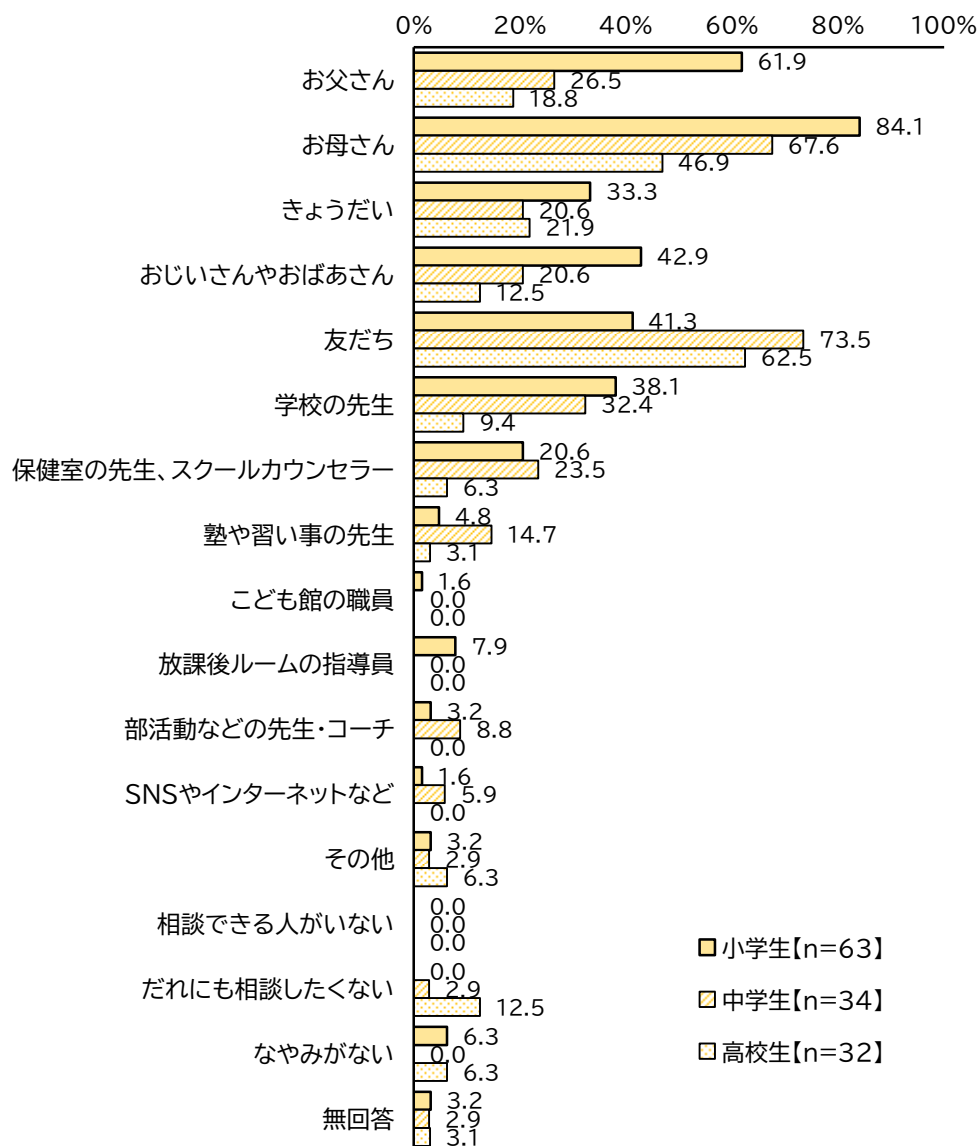
心配ごとや悩みの相談相手は、小学生では「お母さん」が最も多く、次いで、「お父さん」、「おじいさんやおばあさん」、「友だち」となっています。

中学生では「友だち」が最も多く、次いで、「お母さん」、「学校の先生」、「お父さん」となっています。

高校生では「友だち」が最も多く、次いで、「お母さん」、「きょうだい」、「お父さん」となっています。

また、「だれにも相談したくない」は、高校生が最も多く12.5%となっています。

◆心配ごとや悩みの相談相手【小・中学生・高校生本人】

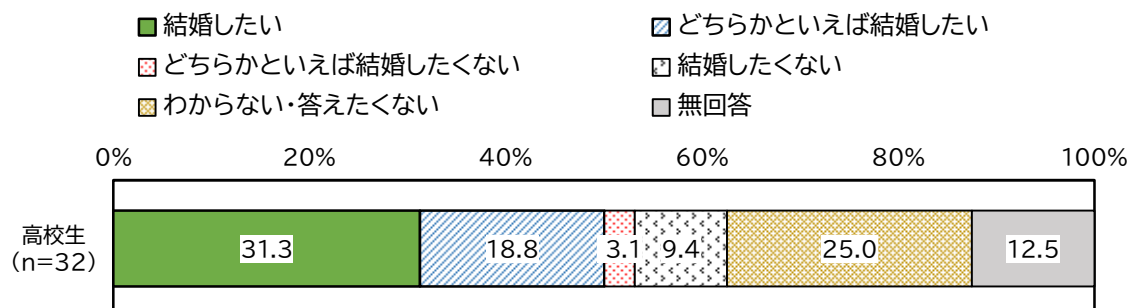


(4) 将来について

① 結婚観

結婚については、「結婚したい」が31.3%、「どちらかといえば結婚したい」が18.8%と約5割が将来、結婚したいと思っていることがわかります。

◆結婚について【高校生本人】

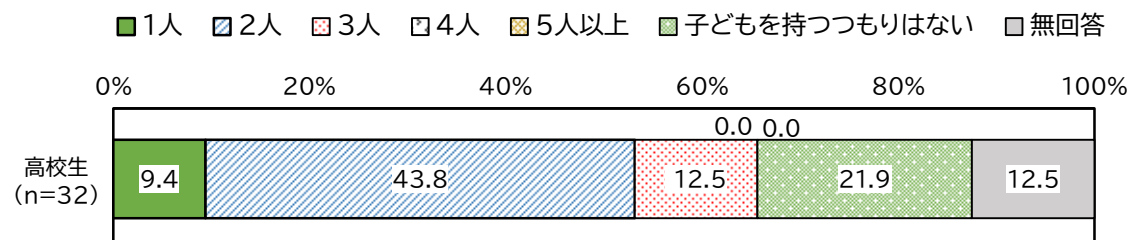


② 理想とする子どもの人数

理想とする子どもの人数については、「2人」が43.8%、「3人」が12.5%、「1人」が9.4%となっています。

また、「子どもを持つつもりはない」は21.9%となっています。

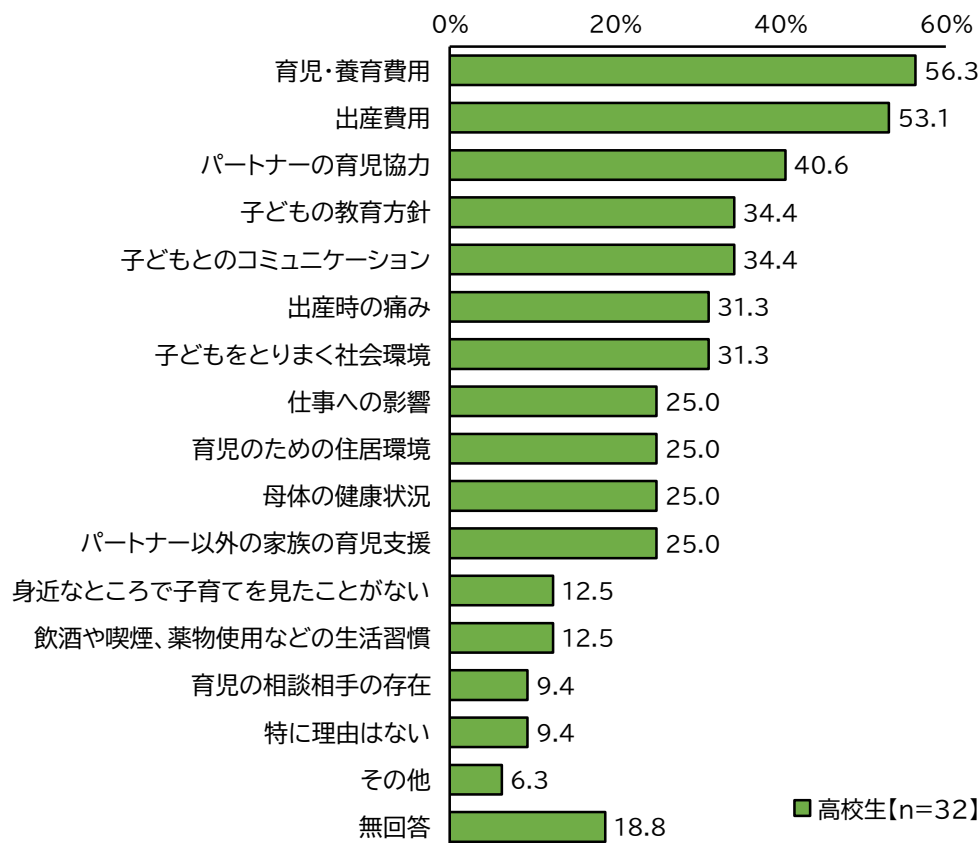
◆理想とする子どもの人数【高校生本人】



③子どもを持つにあたり心配・不安だと感じること

子どもを持つにあたり、心配・不安だと感じることは、「育児・養育費用」が最も多く、次いで、「出産費用」、「パートナーの育児協力」、「子どもの教育方針」、「子どもとのコミュニケーション」となっています。

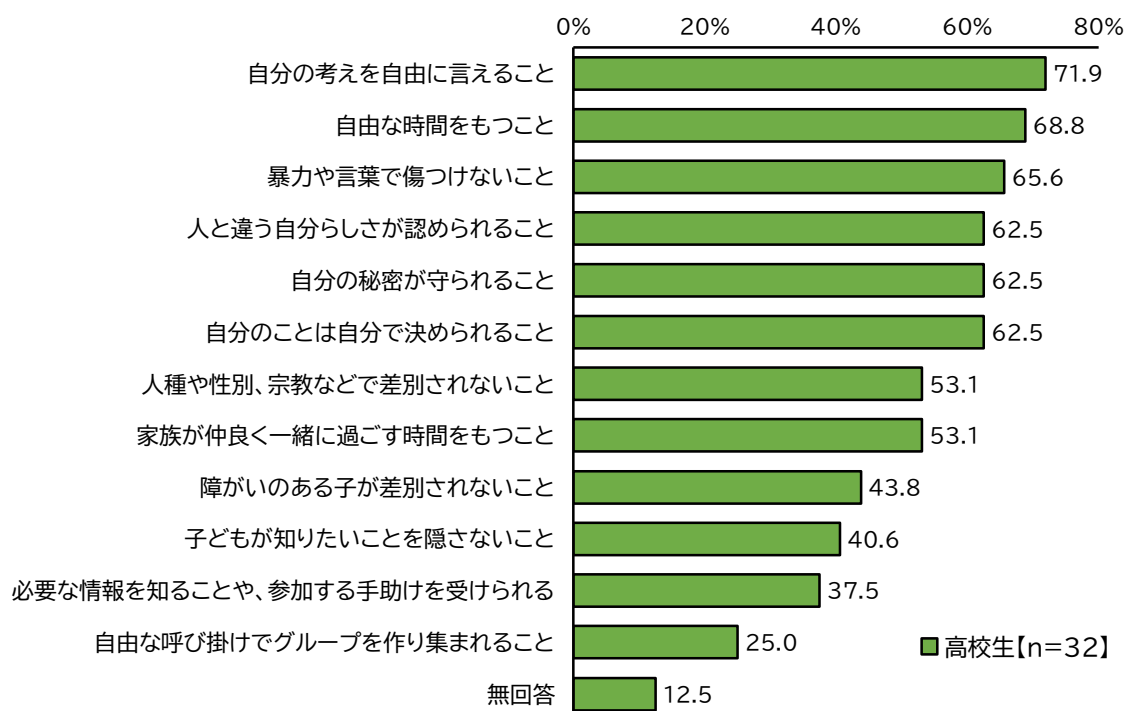
◆子どもを持つにあたり心配・不安だと感じること【高校生本人】



(5)「子どもの権利」の中で大切だと思うことについて

子どもの権利の中で大切だと思うことは、「自分の考えを自由に言えること」が71.9%で最も多く、次いで、「自由な時間をもつこと」が68.8%、「暴力や言葉で傷つけないこと」が65.6%となっています。

◆「子どもの権利」の中で大切だと思うことについて【高校生本人】



(6)子どもの生活実態調査における「生活困難」について

①生活困難層の割合

子どもの生活実態調査では、「生活困難層」等を前述した3つの定義(①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如)に基づいて分類しました。

■生活困難層(困窮層・周辺層)、一般層

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の定義に該当
周辺層	いずれか1つの定義に該当
一般層	いずれの定義に該当しない

「低所得」や「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」のうち2つ以上に該当し、困窮層にあると思われる家庭は、小学生で2.3%、中学生は2.4%、高校生は該当なし、いずれか1つに該当する周辺層の家庭は、小学生で11.5%、中学生は13.4%、高校生は22.1%となっています。

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層にあたる家庭は、小学生で13.8%、中学生は15.9%、高校生は22.1%となっています。

■各層の内訳

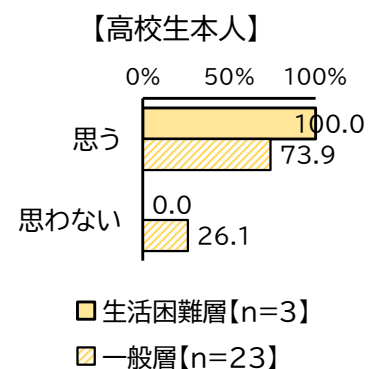
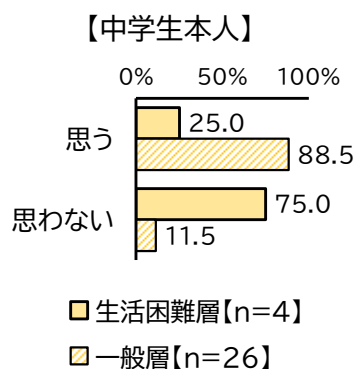
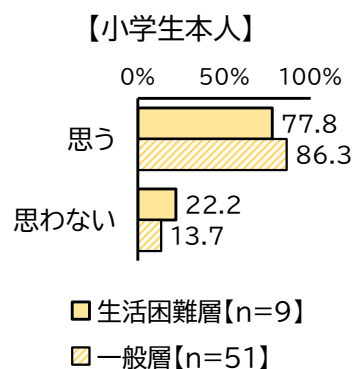
区分	小学生		中学生		高校生	
回答者数(件)	130		82		86	
生活困難層	18	13.8%	13	15.9%	19	22.1%
困窮層	3	2.3%	2	2.4%	0	0.0%
周辺層	15	11.5%	11	13.4%	19	22.1%
一般層	103	79.2%	63	76.8%	60	69.8%
判定不可	9	6.9%	6	7.3%	7	8.1%

区分	小学生		中学生		高校生	
	回答者数(件)	割合	回答者数(件)	割合	回答者数(件)	割合
低所得	4	3.1%	1	1.2%	0	0.0%
家計の逼迫	0	0.0%	1	1.2%	1	1.2%
子どもの体験や 所有物の欠如	18	13.8%	13	15.9%	18	20.9%

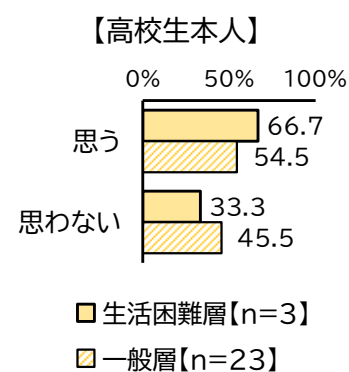
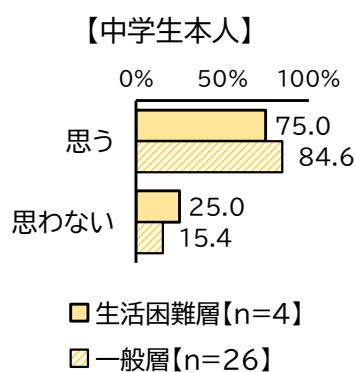
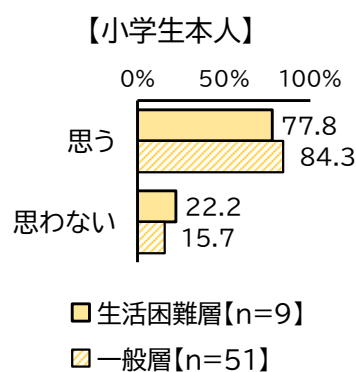
②自分のことについて

自分のことについてどう思うかについて、生活困難層別でみると、小中学生において生活困難層ではそれぞれの項目において、『思わない』割合(「そう思わない」と「あまりそう思わない」)が、一般層に比べて、高い傾向がうかがえます。

◆自分にはよいところがある



◆自分には将来の夢や目標がある



(7)10年後の勝浦市について

アンケート調査の自由回答で10年後の勝浦市はどのようなまちになってほしいかをうかがったところ、以下のような意見がありました。

小学生の意見



- いじめもなく、皆で楽しく仲良く過ごせるまち
- 毎年大きな花火大会が開催されているようなまち
- 元気で活気のある楽しい勝浦市
- 誰もが安心して暮らせる勝浦市
- 海がキレイで、地域の人が仲良く暮らせるまち
- 勝浦に住んでいたことを誇れるまち
- ゴミがなくてきれいなまち
- いろんな人が親切なまち。地震などの災害が少ないまち

- これからも祭りや漁業など伝統をもっとより良く築いていき、色々な人で賑わいのあるまち
- いつまでも勝浦しかない、「勝浦らしさ」を大切にしていける勝浦市。勝浦市にある海がすべて「ブルーフラッグ」に認定されて、いつまでも綺麗な勝浦の海を守っていけるまち
- ここにずっと住みたいと思える環境。いまは何もなさすぎる。
- ひとりひとりの意思が尊重されて、住んでいる人みんなが勝浦は暮らしやすくて良いまちだな、と思える場所になること
- 暑くなく過ごしやすい、勝浦タンタンメンが日本で有名になり人がたくさんきてくれるまち

中学生の意見



高校生の意見



- 安定した職に就ける場所
- 今よりも住みやすい環境。例えば今は電車が1時間に1本しかないけど3本に増やしてみるなど。
- 誰もが住みやすく過疎化や少子高齢化に繋がりにくいような活気のあるまち
- もっと遊び場が増えて、若者たちが楽しくできるような町
- 中学・高校生世代が遊べる場所が一つくらいできているといいなと思います。

7 成果指標の達成状況

第2期計画策定時に、計画全体の達成度を測る成果指標として次の項目を定めました。

保育所等や放課後ルームの待機児童については、子育て環境の充実に積極的に取り組んでおり、待機児童ゼロとなりました。今後も、保育ニーズへの対応など子育て支援策を推進し、待機児童ゼロの継続を目指します。

また、本市における子育てのしやすさについて、就学前児童保護者調査では、『そう思う』割合（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）の割合が目標値を上回り、目標を達成しました。小学生保護者調査は、前回調査を19.3%と大きく上回りましたが、目標を達成していません。

○計画全体の評価指標

指標項目		令和元年度	令和6年度	目標値	達成状況
1	待機児童ゼロ (保育所等)	0人	0人	0人	◎
		○引き続き教育・保育施設の入所待機児童を解消します。			
2	待機児童ゼロ (放課後ルーム)	0人	0人	0人	◎
		○引き続き放課後ルームの入所待機児童を解消します。			
3	勝浦市の子育て のしやすさについ て(アンケート調 査結果)	就学前35.7% 小学生21.6%	56.3% 40.9%	45.0% 45.0%	◎ ○
		○勝浦市の子育てのしやすさについて、『そう思う』割合(「そう思 う」と「どちらかというと思う」の合計)の増加。			
達成状況 ◎:目標値を達成した ○:第2期計画より向上した(目標値に近づいている) ▼:第2期計画より向上していない(目標値から遠ざかっている)					

8 本市の現状からみた主な課題

子育てを取り巻く環境の変化やそれに対応する国・県の動向などを踏まえて、本市における今後のこども・若者、妊産婦、子育て当事者支援に関する課題を次により整理します。

(1) 少子化の対策に向けた更なる取組の充実

本市では、出生数が30人、婚姻数が32件と近年減少傾向にあります。

また、未婚率では、男女ともに年代が低いほど未婚率が高く、女性は各年代とも増加傾向となっており、未婚化・晩婚化が進行しています。

高校生本人のアンケート調査の結果では、子どもを持つにあたり、心配・不安だと感じることは、「育児・養育費用」が最も多く、次いで、「出産費用」、「パートナーの育児協力」、「子どもの教育方針」、「子どもとのコミュニケーション」となっています。

少子化に歯止めをかけるためには、安心して妊娠・出産を行うことができるように身近な相談体制の充実、多様なニーズに対応した支援、誰でも分かり易い正しい知識の啓発、理想のこどもの人数を産み育てることができる精神的、経済的な支援の拡充が重要です。また、子育て世代にとって子育てしやすい魅力ある取組も重要です。

未婚化・晩婚化の視点では、結婚に対する多様な価値観を尊重しつつも、結婚・子育てを希望する方が将来の展望を前向きに捉えることができるよう、結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援が重要です。

(2) 子育てと仕事の両立に向けた意識の醸成

本市の就業状況を見ると女性の各年代で上昇傾向にあります。今後も働く女性の増加、それに伴い共働き世帯も増加していくものと予測されます。アンケート調査結果でも現在就労していないと回答した割合は減少しており、就学前児童保護者では8割の母親が就労中と回答しています。

今後は、キャリアアップを目指す女性や家事・育児に関わりたい男性など多様な家族の在り方に応じた支援やすべての子育て家庭が平常時・非常時問わずそれぞれが必要とする支援につながることで、安心してこどもを育てられる環境の整備を行政・子育てに関わる地域全体で取り組むことが重要です。

あわせて、男女にかかわらず家事・育児を協力して行うことや家庭の大切さなどの意識形成を図る啓発、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会全体での取組を啓発していく必要があります。

(3) 成長段階に応じた子育て支援サービスの充実

本市の人口、児童数ともに減少していますが、保育所・認定こども園の入所児童数や放課後ルームの利用児童数は、横ばいとなっています。アンケート調査からも、現在就労していないと回答した母親の割合は、5年前より減少している結果となっており、今後も母親の就業率の上昇により、さらなる保育ニーズの増加及び多様化が見込まれます。

こどもの成長段階に応じて安定的な保育・子育て支援サービスが供給できるよう、将来的な需要量を適切に把握し、それに継続して対応できる確保体制を整備していく必要があります。また、多様な保育ニーズに対する受け皿や、困難を抱えた家庭への寄り添った支援サービスが確保されるよう、提供体制の充実を図る必要があります。

(4)こどもの貧困解消に向けた支援の充実

アンケート調査の結果によると、困窮層と周辺層を合わせた生活困難層にあたる家庭は、小学生で13.8%、中学生は15.9%、高校生は22.1%となっています。

生まれ育った環境に左右されず、すべてのこども・若者が、心身の健康と多様な経験や学習の機会を確保され、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる社会を目指す必要があります。貧困及び貧困の連鎖と家庭状況による格差解消のためには、経済的支援のほか、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労支援など、多方面から学校、行政、地域が連携し社会全体で取り組むことが求められています。

(5)すべてのこども・若者が安心して過ごせる環境づくり

こども・若者にとって良好な成育環境を形成していくためには、その家庭の状況に応じた支援により、切れ目のないこども・若者の成長を支える環境づくりを進める必要があります。

また、すべてのこども・若者のライフステージに応じて、落ち着いて遊んだり過ごしたりするための居場所づくりや地域における子育て家庭の見守りなどにより、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、こどもを巻き込んだ事故や犯罪を未然に防ぐ更なる取組が必要です。

(6)こども・若者の未来につながる環境づくり

アンケート調査結果において、「自分のことについてどう思うか」を生活困難層別でみると、生活困難層ではそれぞれの項目において、『思わない』割合(「そう思わない」と「あまりそう思わない」)が、一般層に比べて、高い傾向がうかがえます。

こども・若者が夢や希望を持ち、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会とするためには、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりが必要です。

そのため、こども・若者の人権を尊重しつつ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めていくことが重要です。また、こども・若者、子育て当事者が、安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 本市のこども・子育て施策の方向性

「勝浦市総合計画」では、目指す将来都市像である「“豊かな自然”に抱かれて “心豊か”に過ごせるまち かつうら」の実現に向けた施策を推進するにあたり、基本方針①「未来に希望をつなげるまち(結婚・出産・子育て・教育)」においてこども・子育て施策について、次の通り記載されています。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもを安心して産み育てられ、また子どもが主体的に考え、判断し行動できる力＝「生きる力」を育みながら地域で健やかに成長できるまちづくりを進めます。

そのため、出会い、結婚、妊娠・出産から子育てまでを切れ目なく支援し、子育て世代の様々な不安・負担の軽減を図ります。特に、仕事と子育ての両立への支援やひとり親家庭の自立への支援の必要性が高まるなか、保育サービスの充実や職場の理解促進、経済支援の充実など、地域ぐるみでの子育て支援推進に努めます。

また、国際化や情報化など今の時代が必要とする領域の教育を充実させるとともに、地域と学校が連携することで、豊かな人間性を育むための教育や、本市の自然や産業などを活かした特色のある教育を推進します。

本計画の策定にあたっては、上記の考え方を本市におけるこども・子育て支援施策の方向性として位置付け、支援施策の在り方を検討・協議し、計画を策定しました。

2 基本理念

「第2期勝浦市子ども・子育て支援事業計画」においては、「明るく元気な子どもと笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げ、妊娠・出産やこどもの健やかな成長を支援し、こどもの笑顔があふれ、こどもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを目指してきました。

こども大綱では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で健やかに生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏まえつつ、新たな基本理念「こどもまんなか 明るく元気な子どもと笑顔があふれる勝浦」を掲げます。社会全体で支援し、すべてのこども・若者・妊娠婦・子育て当事者が誰一人取り残されることなく、未来に希望をもち、こどもが地域で遊び、学び、健やかに育つことができる勝浦市を目指します。

こどもまんなか 明るく元気な子どもと笑顔があふれる勝浦

3 計画の基本目標

本計画はこども大綱を踏まえ、3つの基本目標を設定し、こどもや若者、妊産婦、子育て当事者のライフステージの段階に応じた支援とライフステージを通した切れ目のない支援に努めます。

基本目標1 すべての子育て家庭を支える勝浦市

こどもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、こどもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援の充実を推進します。

また、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、不安を感じることなく心配ごとを気軽に相談できる体制の充実のほか、こどもが健やかに過ごせることはもちろん、安心してこどもを預けられる保育環境の充実などにより、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

障害、疾病、虐待、生活困窮、外国籍、その他の事情により支援を必要とするこどもと子育て家庭に対して支援を行うほか、こどもと子育て当事者が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、地域生活の自立に向けた関係機関との体制の充実を図ります。

基本施策	
1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援の充実
2	地域における子育て支援サービスの充実
3	教育・保育サービスの充実
4	障害児や発達障害を抱えたこどもやその保護者に対する支援
5	ひとり親家庭への支援
6	こどもの貧困解消の推進
7	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
8	妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

基本目標2 こども・若者の育ちを支える勝浦市

こども・若者が、家庭や学校に限らず安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、基礎学力を身に付けられる学習環境の充実、こどもの可能性を広げる様々な学びや多様な体験活動の充実、こどもを安心して預けられる放課後児童クラブの環境整備など、青少年の健全育成に資する取組を進めます。

また、すべての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。

基本施策	
1	学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携
2	生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興
3	安心して学ぶことができる環境づくり
4	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
5	次世代を担う若者への支援
6	こども・若者の自殺対策

基本目標3 地域ぐるみで豊かな成長を支える勝浦市

こどもの権利の保障や最善の利益を図るため、こどもの意見を尊重する取組を進めていきます。

また、子育てと仕事を両立しやすくするため、子育て当事者などへの意識啓発を図るとともに、働き方改革の推進など、企業への働きかけを行い、地域や社会全体でこどもを育てやすい環境づくりに取り組みます。

基本施策	
1	こども・若者の権利の保障、社会参画や意見表明の推進
2	多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり
3	安全・安心な生活環境づくり
4	こどもまんなかの視点のまちづくり
5	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

4 重点な取組及び指標の設定

本計画の基本理念である「こどもまんなか 明るく元気なこどもと笑顔があふれる勝浦」の実現に向けて、計画を推進します。

以下の7つの重点的な取組を設定し、こども・子育て世帯、地域住民、教育・保育施設、関係機関等と連携を図りながら、目標達成に努めます。

《目標》 出生者数50人

■各年度における目標出生者数

年度	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
目標人数	29人	33人	36人	40人	44人	48人	53人

■重点的な取組

	取り組み	内容
1	不妊治療助成事業の拡大	現在10万円から20万円に増額
2	妊産婦健診の無償化	自己負担がでた分について補助金支給により実質無償化
3	おむつ等給付券の拡充と出産祝い金の創設	おむつ等給付券7万分から10万分、第2子に20万円、第3子以降40万円給付
4	0歳児から2歳児に係る保育料の無償化	0-2歳の保育料の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る
5	保育所・こども園の副食費無償化	副食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図る
6	在宅子育てに対する助成金の創設	0-2歳のお子さんを自宅で保育をしている人を対象に月10,000円の助成金を支給
7	幼稚園型一時預かり事業への補助	1号認定の一時預かりの費用負担に対して、クーポン券を発行し、保護者の経済的負担軽減を図る

上記の7つの施策を実施するにあたってはこども未来応援基金を原資に実施します。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支える勝浦市

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援の充実

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後、里帰り出産の支援の充実を図ります。

また、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、関係機関とも連携しながら、取組を進めます。

さらに、こどもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

No.	事業名	担当課	事業内容
1	教育・相談事業	こども未来応援課	こども同士のふれあいや親同士の交流・情報交換の機会の提供及び仲間づくりを促進し、楽しく育児ができるようサポートするために各種教育・相談事業を継続実施します。 また、親子の愛着形成に繋がるような支援やいつでも相談できる関係づくりを行い、他機関と連携しながら育児支援を行います。
2	健康事業	こども未来応援課	乳幼児健診を継続し、こどもの健康の保持増進を図ります。 また、乳歯のむし歯を予防していくため、医療機関と連携し、フッ化物塗布を実施します。
3	健康管理システム事業	こども未来応援課 市民課	健診の事後指導や訪問・健康教育に活用するため、システムの効果的な活用を図るとともに、予防接種の未接種者の解消を図ります。
4	健診・予防医療体制の充実	こども未来応援課	健診結果に応じて、適切な医療を受けられるよう支援し、訪問指導、専門機関への受診勧奨等を実施します。 また、疾病の早期発見・早期治療のために健康診査等を実施するとともに、訪問指導を行います。
5	地域医療の充実	市民課	少子高齢化の進行や住民ニーズの変化に対応した地域医療システムの確立と地域医療全体の向上を目指して、地域内の病院、診療所等との連携が取れるよう働きかけていきます。
6	母子保健の知識の普及・健康指導・周知	こども未来応援課	母子健康手帳の交付等により、母子保健の知識の普及・健康指導・周知を行います。

No.	事業名	担当課	事業内容
7	ことばの相談の推進	こども未来応援課	こどもの言葉の遅れや発音が気になる保護者に対して、言語聴覚士による個別相談や、言語聴覚士や保育士による集団遊びの場を実施し、地域の育児スキルの向上を図ります。
8	事故防止の啓発の強化	こども未来応援課	各種母子保健事業実施時や出生通知書の提出時等に、事故防止に関わるパンフレット等を配布し、周知啓発を行います。
9	小児生活習慣病等の予防の推進	学校教育課 こども未来応援課	小児生活習慣病の予防に向け、母子保健分野と学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導等、対策を進めます。
10	保健衛生の向上	学校教育課 市民課	夷隅健康福祉センターや給食センター等と連携し、衛生対策や感染症対策等を推進します。
11	思春期保健の強化	こども未来応援課 学校教育課	母性の健康管理についての教育や、性感染症、喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策等、思春期保健の強化を図り、健全な思春期世代への正しい知識の普及に努めます。
12	食育の推進	農林水産課 市民課 こども未来応援課 学校教育課	食育については、県をはじめとする各関係機関及び団体と協力し、保健分野、認定こども園、保育所、小中学校のそれぞれにおいて、離乳期から学齢期まで、こどもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。また、海や山からの恵まれた食を通じて、こどもの食育の推進を図ります。
13	学校給食における地産・地消の推進	学校給食 共同調理場	最も身近な「食」において地域で生産された食品を食べることによって、地域の文化・伝統・産業等に興味・関心を持つ機会を増やすことを目的とするため、地産食品の安定供給に努めます。
14	小児医療体制の充実促進	こども未来応援課 市民課	かかりつけ医の必要性に関して、より一層の周知に努めます。また、継続して、国・県等に小児医療の充実を要請します。
15	小児救急医療の充実	こども未来応援課 市民課	常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実とそれぞれのネットワークの強化を関係機関に要請します。また、継続して、国・県等に救急医療体制の改善について要請します。
16	医療や医療機関についての情報提供の充実	こども未来応援課 市民課	各種母子保健事業や広報等で、こどもの発達段階に沿って起こりうる症例と家庭での対処法を指導します。また、救急医療受け入れ先等の情報を提供できるよう、医療機関等との情報連携を図ります。
17	不妊治療・周産期医療体制の充実	こども未来応援課	安心して出産できるよう、県に対して不妊治療や周産期医療の充実を要請するとともに、市外の医療機関等との連携に努めます。

2 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域から孤立し、悩みや不安を抱えるこどもや保護者が増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

このため、妊娠期から低年齢期のこどもや保護者に対する相談支援や、疾患をもつこどもや発達
の気になるこどもに対する切れ目のない支援が必要であり、こどもの成長に合わせた相談支援体
制の充実を図ることが課題になっています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、すべてのこどもが健やかに育つこ
とができるよう、こどもと子育て世帯の一人ひとりの状況に応じた途切れのない寄り添った支援や情報
提供を行うとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、保育所や認定こども園での一時預か
り、ファミリー・サポート・センターなど、ニーズに応じたさまざまな子育て支援事業を提供します。

No.	事業名	担当課	事業内容
18	子育て支援相談窓口事業	こども未来応援課	研修会を実施し、保育士の資質の向上を図るとともに、こども園において子育て相談窓口を開設し、母親等が常時相談できる体制を整えます。
19	地域子育て支援拠点事業	こども未来応援課	子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。
20	福祉サービス調整	こども未来応援課 学校教育課 福祉課	福祉課・学校教育課・認定こども園長・保育所長・児童館長による協議において、保健・医療・福祉の連携体制を整え、その充実を図るとともに、適切なサービスの提供を図ります。
21	子育てボランティア団体・市民団体の育成支援	こども未来応援課 生涯学習課 福祉課	子育てに関わるボランティア団体・市民団体等について、育成・支援を図ります。
22	こどもの見守り体制の強化	学校教育課	小学生の下校時に、防災行政無線によるこどもの帰宅を告げるアナウンスを行います。 また、地域の声掛けによる協力のもと、こどもの見守り体制の強化を図ります。
23	民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援	こども未来応援課 福祉課	地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員の交流機会を促進し、地域のボランティアとして、関係機関と連携し、児童の健全育成の確保を図るための支援を行います。

3 教育・保育サービスの充実

保育所等における待機児童ゼロに引き続き取り組むとともに、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、保育所、認定こども園や、地域子育て支援事業等の身近な場を通じた支援を実施します。

また、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。

さらに、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進するとともに、保育人材の資質向上、人材確保等や現場の負担軽減などを進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
24	通常保育事業	こども未来応援課	安心してこどもを預けられるよう、保育サービスの質の向上を図ります。
25	乳児保育促進	こども未来応援課	乳児及び3歳未満児に対し乳児保育の充実を図ります。
26	障害児・医療的ケア児保育事業	こども未来応援課 福祉課	保護者の要望を踏まえ、保護者の経済的・精神的負担を軽減し、子育て支援を図ります。
27	休日保育事業	こども未来応援課	休日保育について、保護者のニーズを勘案しながら実施について、検討します。

4 障害児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援

発達の遅れや障害のある子どもへの支援については、「勝浦市第4次障害者基本計画」、「第7期勝浦市障害福祉計画」、「第3期勝浦市障害児福祉計画」に基づき、各種の施策や福祉サービスを実施しています。子ども発達支援センターの連携や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

さらに、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていきます。

特別支援教育は、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めるとともに、障害のある子ども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

これらの際、子どもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援も進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
28	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進	福祉課	障害児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、教育、保育等の関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を計画的に推進します。
29	未熟児養育医療	子ども未来応援課	身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児を対象に医療の給付を行います。
30	育成医療	福祉課	将来において障害を残すと認められる児童に対し、障害を除去・軽減するための治療が早期かつ適切に行われるよう、公費負担医療の給付を行います。
31	障害・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	子ども未来応援課	乳幼児へのよりよい関わりを促すために、発達相談事業を実施するとともに、臨床心理士及び保健師の個別相談を実施します。また、子ども館保育士による集団遊びを通し、母子のふれあいと社会性への広がりをつくることで、保護者の不安の解消につながるよう支援します。
32	障害児保育・特別支援教育の充実	子ども未来応援課 学校教育課	認定子ども園・保育所・小中学校で障害児や発達上気になる児童を受け入れ、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修、補助員等人員の充実、施設の充実等に努めます。
33	在宅福祉サービスの充実	福祉課	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
34	福祉タクシー事業	福祉課	身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳を所持している方にタクシー利用券を交付し、障害児の外出及び社会参加を支援します。

5 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

また、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題へワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。

さらに、当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。

No.	事業名	担当課	事業内容
35	ひとり親家庭等医療費等助成事業	こども未来応援課	通院については健康保険適用の自己負担が300円を超えた部分についての医療費を助成し、入院については1日300円を超えた健康保険適用自己負担分を助成します。
36	母子及び父子世帯等高校等就学費補助事業	こども未来応援課	補助対象児童1人につき2万円の高校就学費を補助します。
37	小高御代祝金・福祉手当支給事業(基金)	こども未来応援課 福祉課	母子家庭における児童の入学及び就職時に祝金を支給し、福祉の増進を図ります。 なお、福祉手当は新たに身体障害者手帳又は、療育手帳を取得した方に支給します。
38	石井久雄福祉手当支給事業(基金)	こども未来応援課	福祉の増進に寄与し、児童の健全な育成を図るため、1名につき25,000円の手当を支給します。 なお、本事業は重度心身障害児及び交通遺児を扶養している方に支給します。
39	児童扶養手当支給事業	こども未来応援課	母子及び父子家庭等の保護者に対し手当を支給し、生活の安定及び自立の促進を図ります。
40	母子・父子・寡婦福祉資金制度(県事業)	こども未来応援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立を促進するため、貸付事業を行います。
41	ひとり親家庭高等職業訓練促進費支給事業	こども未来応援課	当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給するとともに、受講修了後に修了支援給付金を支給し、ひとり親家庭の生活の負担軽減及び生活安定に資する資格取得促進を図ります。
42	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	こども未来応援課	母子家庭の母または父子家庭の父が就職に必要な資格を取得するために教育訓練講座を受講かつ修了した場合に受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の生活の負担軽減及び生活安定に資する資格取得促進を図ります。

6 こどもの貧困解消の推進

すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できる環境づくりを目指します。

貧困の状態にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、苦しい状況にあるこども・若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

また、さまざまな制度により保護者の生活の安定を支援するほか、学童期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図り、こども・若者が安心して多様な体験ができる機会や学習する機会の提供に努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
43	居場所づくりの推進	こども未来応援課	市内でこども食堂をはじめとする居場所づくりへの支援を行います。
44	生活の安定に資するための支援	こども未来応援課	貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。
45	学習支援事業	こども未来応援課	経済的理由により学習塾に通えない児童・生徒への学習支援等について検討します。
46	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	こども未来応援課	保護者の就労支援において、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進めます。
47	経済的支援	こども未来応援課	子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。

7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景があろうとも許されるものではありません。どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないよう、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

No.	事業名	担当課	事業内容
48	児童虐待防止のためのネットワークの強化	こども未来応援課	勝浦市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待防止の機能を持つ福祉・保健・教育の関係機関・施設・団体等に呼びかけるとともに、民生・児童委員等とも連携しながら、ネットワークの整備に努め、より迅速で効果的な対応に努めます。
49	児童の適正な保護の促進	こども未来応援課	警察や児童相談所等と連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所、里親による保護等の適切な対応に努めます。 また、勝浦市要保護児童対策地域協議会を活用した周知等を図ります。

(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

里親・ファミリーホーム・児童養護施設等の社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図るとともに、児童相談所との連携によるケースマネジメントを推進します。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者に対しては、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、地域社会とのつながりをもてるよう支援します。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している18歳未満のこども・若者についても支援の対象とします。

No.	事業名	担当課	事業内容
50	家庭児童相談支援【新規】	こども未来応援課 生涯学習課	小中学校と連携し相談体制の充実を図ります。社会の多様化・複雑化にあわせて相談や家庭訪問を実施し、児童の現況の把握、育児不安を抱える親の養育支援に努めます。
51	里親制度の周知【新規】	こども未来応援課	市報掲載や里親制度啓発パネル展示・パンフレットの配布を行っています。また、民生児童委員の研修に講師をお招きするなど、里親制度の広報・啓発に努めます。

(3) ヤングケアラーへの支援

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じるおそれがあります。関係機関が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
52	ヤングケアラー支援 【新規】	こども未来応援課	家事・介護などを日常的に行う概ね18歳未満の者とその世帯の負担軽減と福祉の充実を図るため、支援を必要とする家庭への訪問支援員の派遣等による支援を実施します。

8 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や医療費の負担軽減、高等教育機関への修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。

No.	事業名	担当課	事業内容
53	子ども医療費支給事業	こども未来応援課	0歳から高校3年生相当までの児童・生徒に対し入院及び通院に係る医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。
54	児童手当支給事業	こども未来応援課	増加する養育費に対応するための経済的支援を目的に、高校生年代までの児童を扶養する保護者に対し、児童手当を支給し子育て支援を行います。
55	経済的支援の充実	こども未来応援課 福祉課	障害者の生活安定及び経済的負担の軽減のために、特別児童扶養手当、障害児福祉手当・心身障害者福祉手当等の経済的支援を実施するとともに、制度の周知に努めます。

基本目標2 こども・若者の育ちを支える勝浦市

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 学校教育の充実、家庭・地域・学校の連携

家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながらこどもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。

また、こどもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、こどもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。次代を担うこどもが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
56	特色ある学校教育推進事業	学校教育課	児童・生徒の人間形成や「生きる力」の育成の一環として、総合的な学習の時間や社会体験学習、学校行事等を中心に、地域の自然や人材を活用した体験学習を行います。
57	外国語指導助手招致事業	学校教育課	英語教育の充実及び国際理解の推進を図るため、外国語指導助手を市内認定こども園・保育所・小中学校に派遣します。
58	中高生海外研修助成事業	学校教育課	中高生が海外における実体験を通じて国際的視野を広めるとともに国際理解を深めることで、次代を担う国際感覚豊かな人材の育成を図るため、中高生の海外研修に対する経費を助成します。
59	情報教育推進事業	学校教育課	こどもがITの活用方法に慣れ親しみ、情報を自主的に活用できるよう、必要なIT機器、ソフトウェア、コンテンツの充実を図ります。 また、教職員のICT機器活用能力の向上に努めます。
60	いじめ・不登校対策事業	学校教育課	悩み等をもつ児童生徒の心のケアを図るため、スクールカウンセラーを小中学校に配置し、生徒の心のケアを図ります。
61	勝浦中学校水泳指導事業	学校教育課	勝浦中学校の生徒を対象とし、国際武道大学の協力のもと、水泳指導・救命指導を実施します。
62	自然をテーマとした学習の推進	生涯学習課	自然を通して自然環境の大切さを学ぶことのできる場と機会の充実を図るため、海の博物館等と連携し、地域に即した自然学習を実施します。
63	校舎等大規模改修事業	学校教育課	快適な学習環境や生徒の安全の確保を図るため、また、地域住民の避難場所という重要な役割を担っていることから必要に応じて、補強工事、改修工事を実施します。 あわせて、個別施設管理計画に基づき、改築についても検討します。

2 生涯学習の推進、スポーツ・文化・芸術の振興

未来の勝浦市を築く豊かな心の育成を目指し、地域の自然や人々といった資源を活かしながら、家庭教育学級を充実するとともに、こどもの多様な生涯学習機会の創出に努めます。

また、地域のスポーツ・文化・芸術の振興を図ることにより、こどもの心身の健康の保持増進に努めるとともに、魅力あるまちづくりを推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
64	家庭教育学級	生涯学習課	児童を持つ保護者が、家庭においてこどもの育成を図るために必要な知識と技能を習得できるよう、地域、学校、家庭の三者が一体となって、家庭の教育力向上を図ります。
65	スポーツ教室の開催	生涯学習課	青少年育成事業の推進の一環として、スポーツを気軽に楽しみ、ルール習得や健康づくりができるよう、ソフトテニス教室等のスポーツ教室を開催します。
66	各種スポーツ団体育成及び連携強化	生涯学習課	各種団体の育成に努め、各種スポーツ団体活動への支援を充実し、育成強化に努めます。
67	学校体育施設開放事業	生涯学習課	スポーツ振興で健康づくりを推進するため、学校体育施設の開放を市内の体育館のある全学校で実施します。
68	地域学校協働活動事業	生涯学習課	地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行います。
69	芸術文化交流センターの活用	生涯学習課	親子やこどもの交流の場として、芸術文化交流センター(キュステ)の活用を促進します。

3 安心して学ぶことができる環境づくり

県や関係機関と連携し、いじめや不登校への対応を強化するとともに、適応指導教室などの不登校のこどもへの支援体制を推進します。

また、すべてのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

加えて、いじめの実態や背景の把握、解決に向けた対応にあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

No.	事業名	担当課	事業内容
70	不登校やいじめ等への対応	学校教育課	地域、家庭、学校が連携し、スクールカウンセラー等による相談事業により、不登校やいじめを受けた児童・生徒、親への適切な指導に努めます。 また、適応指導教室等での学習など、個々に配慮した支援に努めます。

4 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

また、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
71	職業・内職相談事業	観光商工課	ハローワークと連携し、「シニア世代」、「子育て世代」、「UIJ ターン移住者」を新たな労働力ターゲットとして相談窓口を設け、きめ細かな対応を行います。

5 次世代を担う若者への支援

次世代を担う子どもや若者のよき理解者、よき相談相手となる青少年相談員を中心とした青少年健全育成事業を推進します。

また、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。加えて、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報、悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるような情報等について周知します。

No.	事業名	担当課	事業内容
72	青少年健全育成事業	生涯学習課	青少年相談員や家庭、地域、学校が協力し、青少年の心の育成啓発を図るとともに、関係機関との連携により多様化する社会環境に対応した青少年の健全育成を図ります。
73	居場所づくりの推進	子ども未来応援課	ひきこもりや不登校の子どもや若者に対する相談支援や居場所確保事業を実施します。

6 子ども・若者の自殺対策

本市では、「いきいき・かつうら21計画」内の「勝浦市自殺対策計画」において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、予防と発見、そして地域の関連機関とのつながりを強化するため、自殺対策施策を展開しています。今後も、自殺に追い込まれないよう、抱えた悩みや問題が深刻化する前に必要な支援につなげる取り組みが求められます。また、妊娠・出産・育児に関与した自殺もあり、子育て世代の若年層への支援も必要です。

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として子ども・若者への自殺対策を推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
74	自殺予防対策の推進	市民課	安心して生きられるように、自殺の要因となる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、いじめ、ひきこもり等の関連部局や関係機関において、自殺リスクを低下させる取組を推進します。関係機関と連携し総合的に取り組みます。
75	自殺予防の普及啓発	市民課	自殺対策強化月間(3月)や自殺予防週間(9月)等に合わせて、広報やホームページなど、様々な媒体に自殺対策の情報を掲載する等、自殺やうつ病等についての正しい知識の普及啓発や理解の推進を図ります。
76	教育相談の活用	学校教育課	スクールカウンセラーを小中学校に配置し、生徒のこころのケアを図るとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を受け、関係機関が連携し、児童生徒が抱える生活課題の改善を図ります。
77	SOSの出し方教育の推進	学校教育課	いじめや虐待を受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進します。

基本目標3 地域ぐるみで豊かな成長を支える勝浦市

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 こども・若者の権利の保障、社会参画や意見表明の推進

こども基本法やこどもの権利条約についての普及啓発に取り組むことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こども・若者に関わり得るすべての大人を対象に、人権啓発活動を推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
78	こどもの権利・人権を尊重した社会づくりの推進 【新規】	こども未来応援課	こどもや子育て当事者の意見を反映し、施策や地域資源に応じたこどもまんなか社会の実現を目指します。

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会や居場所づくり

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため、国の「放課後児童対策パッケージ」、「こども未来戦略」等の方針を勘案し、放課後児童クラブの計画的な取組の方向性を示します。

また、年齢や発達の程度に応じた遊び・体験の機会・場の創出や、こどもの読書活動についての取り組みを推進するとともに、こどもの基本的な生活習慣について普及啓発を行います。

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもんなかまちづくり」や、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

さらに、こども・若者が異文化や多様な価値観を理解し、外国語によるコミュニケーション能力を育成する機会を創出するほか、人権教育を通して多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取り組みを推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
79	放課後児童健全育成事業	こども未来応援課	昼間保護者のいない家庭の児童の安全確保と遊びを通しての健全育成を図ります。 また、小学校の統合に合わせた放課後ルームの再編を行います。
80	児童館事業の推進	こども未来応援課	遊びを通じてこどもの自主性、社会性、創造性を育み、異世代間や地域との交流の場や乳幼児を抱える保護者の悩みの相談の場として、各種事業の充実を図ります。
81	青少年のつどい大会	生涯学習課	健全な青少年の育成を図ることを目的に、児童健全育成の支援の一環として各種青少年の大会を開催します。
82	スポーツ教室の開催	生涯学習課	青少年育成事業の推進の一環として、スポーツを気軽に楽しみ、ルールの習得や健康づくりができるよう、ソフトテニス教室等のスポーツ教室を開催します。
83	各種スポーツ団体育成及び連携強化	生涯学習課	各種団体の育成に努め、各種スポーツ団体活動への支援を充実し、育成強化に努めます。
84	学校体育施設開放事業	生涯学習課	スポーツ振興で健康づくりを推進するため、学校体育施設の開放を市内の体育館のある全学校で実施します。
85	地域学校協働活動事業	生涯学習課	地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が連携・協働して様々な活動を行います。
86	芸術文化交流センターの活用	生涯学習課	親子やこどもの交流の場として、芸術文化交流センター(キュステ)の活用を促進します。
87	公園の整備事業	こども未来応援課 都市建設課	幼児や児童が保護者とともに楽しく過ごすことができるよう公園の整備に努めます。

3 安全・安心な生活環境づくり

こどもの生命と安全を守るため、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。

また、こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
88	公営住宅整備事業	都市建設課	勝浦市営住宅長寿命化計画及び勝浦市営住宅整備計画に基づいて、維持補修を継続して行い、特に老朽化の著しい住宅については建替、改修を計画的に実施します。
89	優先入居制度の活用	都市建設課	公営住宅の入居者募集は、入居者選考審査会により、扶養する子の人数、寡婦(夫)、生活保護世帯等、条件により優先して選考するように努めます。
90	各地域におけるコンパクトな都市的土地利用の実現	都市建設課	都市・地域交流拠点の育成と快適な居住環境の形成に向けた土地利用の規制・誘導に努めます。
91	市街地における安らぎの空間整備	都市建設課	市内の公園施設の維持管理を継続的に実施するとともに、定期的に遊具点検を行い安全管理に努めます。
92	バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	都市建設課	公共施設整備にあたって、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを推進します。
93	交通安全対策事業	都市建設課 学校教育課	歩行者の安全確保のため、国・県道の歩道未設置地域について国と県に要望し、交通事故の防止と安全で円滑な道路環境の改善を図ります。また、道路環境の整備とあわせて、通学路の安全確保に努めます。
94	交通安全施設整備事業	都市建設課	こどもや高齢者及び自転車等の安全を確保するため、道路の危険箇所にガードレール、カーブミラー等の新設、設置替えを実施します。
95	交通安全啓発推進	消防防災課	勝浦警察署・交通安全協会・夷隅地域振興事務所・地域推進委員協議会等と連携し、年4回の交通安全運動実施期間にあわせて啓発を実施します。
96	交通安全教室	こども未来応援課 学校教育課 消防防災課	交通安全協会の協力により、認定こども園・保育所、小学校及び中学校の児童に対して交通安全教室を実施します。
97	防犯灯設置事業	消防防災課	犯罪防止を図るため、計画的な防犯灯の設置を進めるとともに、自治会が負担する防犯灯維持費に対し電気料金を助成します。
98	防犯関係団体支援事業	消防防災課	防犯カメラの設置、青色回転灯パトロール車を増やし防犯体制の強化を図ります。
99	こどもに配慮した防災対策の推進	こども未来応援課 学校教育課 消防防災課	認定こども園・保育所・学校等での防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難・救助・情報提供等の各分野でこどもに配慮した防災対策に努めます。

4 こどもまんなかの視点のまちづくり

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進めます。

No.	事業名	担当課	事業内容
100	公営住宅整備事業	都市建設課	勝浦市営住宅長寿命化計画及び勝浦市営住宅整備計画に基づいて、維持補修を継続して行い、特に老朽化の著しい住宅については建替、改修を計画的に実施します。
101	優先入居制度の活用	都市建設課	公営住宅の入居者募集は、入居者選考審査会により、扶養する子の人数、寡婦(夫)、生活保護世帯等、条件により優先して選考するように努めます。
102	各地域におけるコンパクトな都市的土地利用の実現	都市建設課	都市・地域交流拠点の育成と快適な居住環境の形成に向けた土地利用の規制・誘導に努めます。
103	市街地における安らぎの空間整備	都市建設課	市内の公園施設の維持管理を継続的に実施するとともに、定期的に遊具点検を行い安全管理に努めます。
104	バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	都市建設課	公共施設整備にあたって、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを推進します。

5 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や男性の家事・子育てへの参画の促進を図ることにより、家事・子育ての負担が女性に一方的に偏る状況を解消し、共働き・子育てを推進します。

No.	事業名	担当課	事業内容
105	女性施策事業の推進	企画課	男女共同参画計画に掲げる主要課題の解決を図るため、セミナーを開催する等、「男女共同参画社会」の実現に努めます。
106	男女共同参画計画の推進	企画課	男女共同参画社会の実現を目指し各種事業を推進するとともに、国・県の動向や社会情勢の変化及び進捗状況等に応じ随時見直しを図ります。
107	配偶者等による暴力の被害者対策の推進	こども未来応援課	配偶者等による暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)の被害者対策について、県や近隣市町村、関係機関と連携しながら、相談等に努めます。
108	女性の再雇用に対する事業所への啓発	観光商工課 企画課	国・県等の関係機関と連携し、出産や育児等により退職した女性の再雇用に対する事業所への啓発に努めます。
109	特定事業主行動計画の推進	総務課	勝浦市特定事業主行動計画の適切な推進を図り、育児休業、部分休業等の子育て支援に関する制度の周知及び取得を促進します。

第5章

量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。本章では、これらの事業計画について示します。

行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

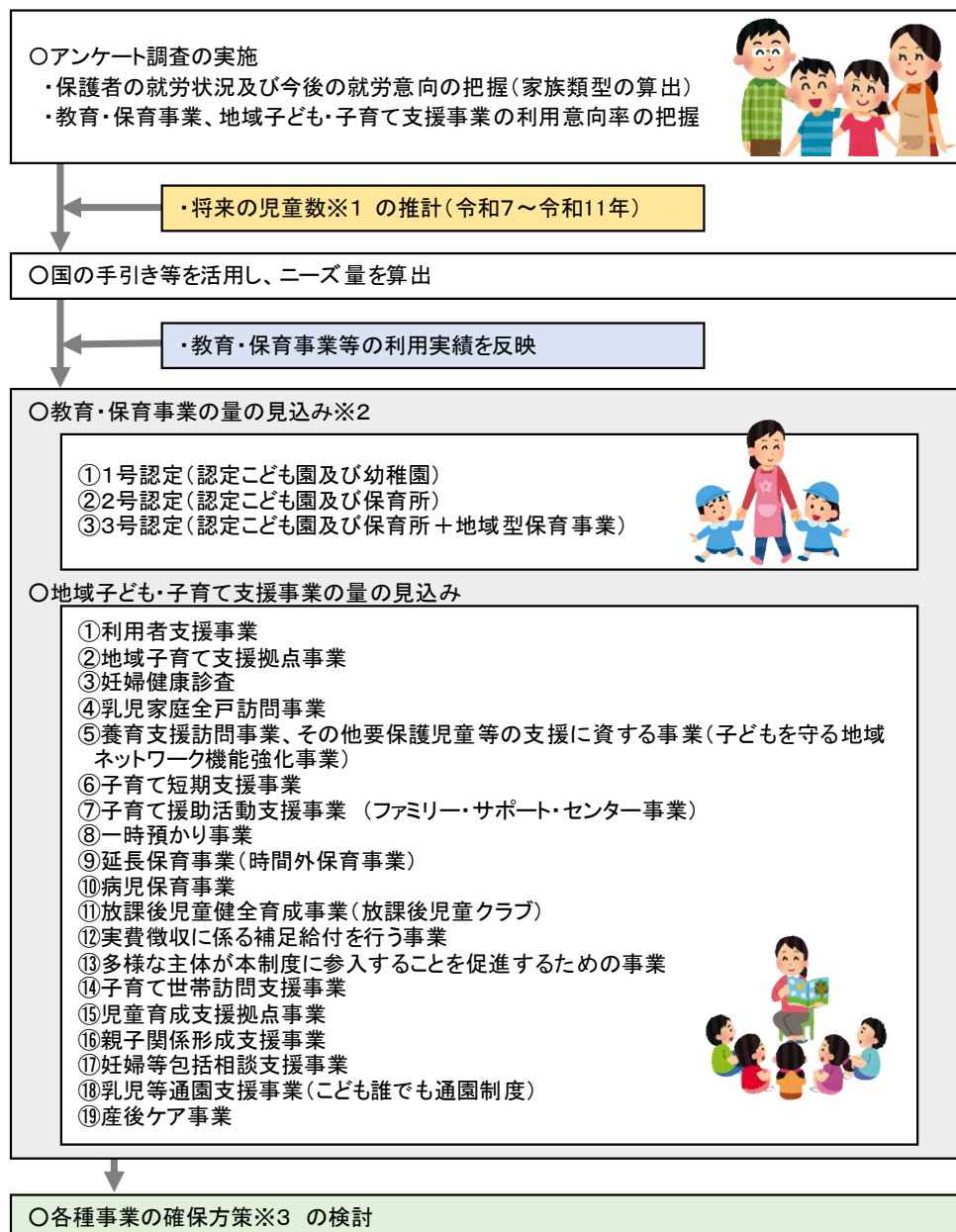


(1) 量の見込みの推計と確保方策の設定の流れ

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは、以下のとおりです。

各サービスのニーズ量の算定に当たっては、国の手引きによる利用意向を基本としながらも、第2期計画における実績や本市におけるサービスの提供状況を勘案しながら量の見込みを算出します。

■量の見込みと確保方策の設定



※1 将来の児童数:令和7年から令和11年までの本計画の対象となる推計児童数。

※2 量の見込み:本市で実施したアンケート調査や本市の実績等を踏まえて設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

※3 確保方策:量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

(2)教育・保育提供区域の考え方

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」、「②提供体制の確保の内容」、「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。また、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本市では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、本市では提供区域を基本的には全市1区域と設定します。

■本市の教育・保育提供区域

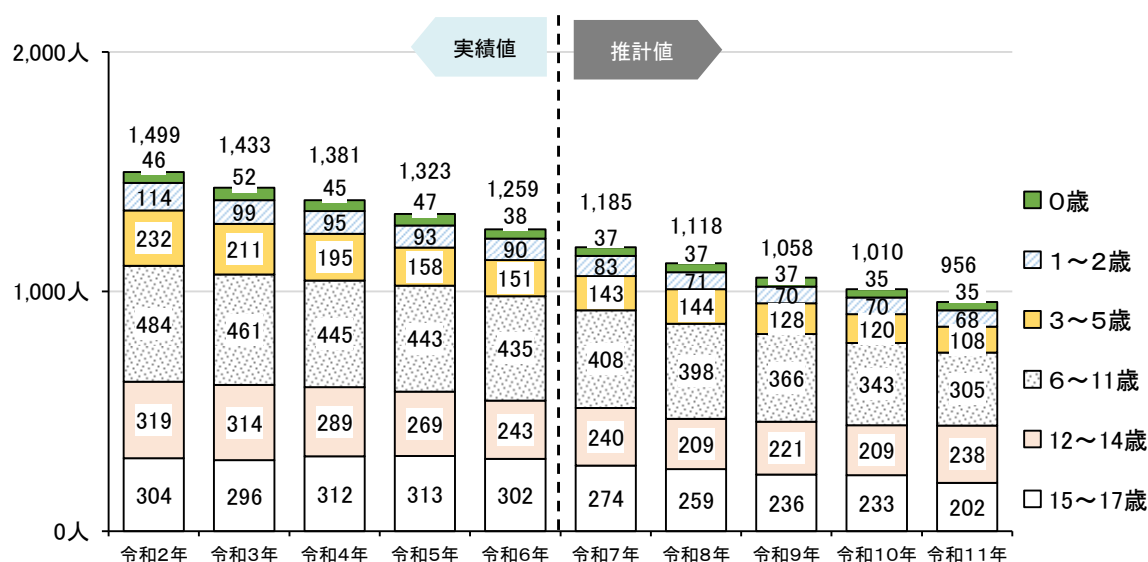
事業及び対象年齢等			教育・保育 提供区域
子どものための 教育・保育 給付	1号認定	3～5歳	市全体を 1つの区域
	2号認定	3～5歳	
	3号認定	0歳、1歳、2歳	
地域 子ども・ 子育て支援 事業	利用者支援事業	こども、 保護者、妊婦	
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳 保護者	
	妊婦健康診査	妊婦	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	こども、 保護者、妊婦	
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	子育て短期支援事業	0～18歳	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 小学1～高校3年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業(時間外保育事業)	0～5歳	
	病児・病後児保育事業	0～5歳	
	放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)	小学1～6年生	
	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保 護者、特定妊婦等	
	児童育成支援拠点事業	主に学齢期の児童及びその保護者	
	親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保 護者、特定妊婦等	
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦	
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所及び幼稚園等を利用していな い満3歳未満のこども	
	産後ケア事業	出産後1年以内の母子で、産後ケアを 必要とする方とする方	

(3) 将来の児童数の推計について

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ(各年4月1日現在)を用いてコーホート変化率法により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

18歳未満の児童数は、令和6年の1,259人から令和11年には956人となり、303人の減少が見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※コーホート変化率法：各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○児童人口の推計(量の見込みの対象となる児童数)

(単位：人)

区分	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	38	37	37	37	35	35
1～2歳	90	83	71	70	70	68
3～5歳	151	143	144	128	120	108
6～11歳	435	408	398	366	343	305
12～14歳	243	240	209	221	209	238
15～17歳	302	274	259	236	233	202
合計	1,259	1,185	1,118	1,058	1,010	956

※実績は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口の人数

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、こどもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育(子どものための教育・保育給付)について「量の見込み」と「確保方策(提供体制の確保の内容)」を設定します。

子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

【現状】

本市では、認定こども園1か所、保育所2か所において、保育・教育の一体的な提供を実施しています。

	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
実績(a)	5	215	10	23	38	9	189	11	25	30	9	174	3	27	28
確保方策合計 (b)	15	280	20	33	52	15	280	20	33	52	15	280	20	33	52
認定こども園	15	135	10	20	20	15	135	10	20	20	15	135	10	20	20
保育所	0	145	10	13	32	0	145	10	13	32	0	145	10	13	32
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引 (c=b-a)※	10	65	10	10	14	6	91	9	8	22	6	106	17	6	24

※▲は不足数を表します。

	令和5年度					令和6年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
実績(a)	7	149	9	17	33	10	141	8	26	26
確保方策合計 (b)	15	280	20	33	52	15	280	20	33	52
認定こども園	15	135	10	20	20	15	135	10	20	20
保育所	0	145	10	13	32	0	145	10	13	32
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引 (c=b-a)※	8	131	11	16	19	5	139	12	7	26

※▲は不足数を表します。

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、市内の認定こども園により必要な定員は確保できる見込みです。また、就労する保護者の保育の必要性に著実に応えるべく、幼稚園在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

2号認定については、市内の認定こども園、保育所により必要な定員は確保できる見込みです。

3号認定については、保育利用率の増加は見込んでいるものの、本市の0～2歳の児童数は減少傾向にあることから、認定者数と利用定員とのバランスは保たれる見通しです。

	令和7年度					令和8年度					令和9年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	13	125	9	28	32	13	126	9	27	25	12	112	9	27	24
確保方策合計 (b)	15	280	20	33	52	15	280	20	33	52	15	280	20	33	52
認定こども園	15	135	10	20	20	15	135	10	20	20	15	135	10	20	20
保育所	0	145	10	13	32	0	145	10	13	32	0	145	10	13	32
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引 (c=b-a)※	2	155	11	5	20	2	154	11	6	27	3	168	11	6	28

※▲は不足数を表します。

	令和10年度					令和11年度				
	1号 認定	2号 認定	3号認定			1号 認定	2号 認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	11	105	9	27	24	10	94	9	26	24
確保方策合計 (b)	15	280	20	33	52	15	280	20	33	52
認定こども園	15	135	10	20	20	15	135	10	20	20
保育所	0	145	10	13	32	0	145	10	13	32
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引 (c=b-a)※	4	175	11	6	28	5	186	11	7	28

※▲は不足数を表します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

(1)利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行います。

	内容
基本型	身近な場所で子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の提供や、利用者が必要とする支援につながるよう地域の関係機関との連絡調整、連携体制づくりを行います。
特定型	市の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。
母子保健型	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行います。
こども家庭センター型	妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、すべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応します。

【現状】

現在、こども館とこども家庭センターにおいて事業を実施しています。

(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

「母子保健型」を「こども家庭センター型」として移行し、こども館と合わせ2か所で、必要な事業量の確保を図ります。

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

現在、勝浦こども園内の子育て支援センターとこども館2か所において、子育てについての相談・情報の提供、助言等を行っています。

(単位:人回/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	3,412	3,890	4,869	8,359	9,277
実施か所数	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

引き続き、こども館で事業を実施するとともに、勝浦こども園に併設される子育て支援センターにおいても実施し、事業の拡大を図ります。

(単位:人回/年、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,652	8,774	8,780	8,702	8,621
実施か所数	2	2	2	2	2

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【現状】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。

(単位:人、回/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績 ※()は延べ 利用回数	52 (725回)	50 (705回)	42 (589回)	42 (582回)	41 (575回)

【量の見込みと確保方策】

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安全・安心な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促していきます。

今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、引き続き県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

(単位:人、回/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ※()は延べ 利用回数	37 (592回)	37 (592回)	37 (592回)	35 (560回)	35 (560回)
確保 方策	実施場所	各医療機関での個別健診			
	実施体制	母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行			
	検査項目	厚生労働省が示す検査項目			
	実施時期	通年			

(4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

市内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	44	32	54	45	32

【量の見込みと確保方策】

妊娠届出時や妊娠中の面接にて事業の周知を行い訪問実施率の向上を図るとともに、保健師・助産師による家庭訪問を実施し、支援が必要な家庭を早期に支援につなげられるよう努めます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	36	40	44	48
確保方策	実施体制	保健師、助産師			
	実施機関				

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援(相談、育児支援など)を行う事業です。

【現状】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市の関係課の保健師、助産師(委嘱)等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	50	0	7	12	20

【量の見込みと確保方策】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市の関係課の保健師、助産師(委嘱)等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	保健師、助産師				
実施体制					
実施機関					

(5)－②その他要保護児童等の支援に資する事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関が地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

【現状】

「勝浦市要保護児童対策地域協議会」を開催し、関係機関との連携強化を図るほか、状況に応じて個別支援会議を開催するなど、関係機関と連携して児童の安全確保等に努めます。

【量の見込みと確保方策】

状況に応じて個別支援会議を開催し、迅速かつ適切な支援策の検討を実施していくとともに、個別支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関の連携のもと、適切な支援が継続されるよう努めます。また、こども家庭センターと連携し情報共有を図ります。

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う(トワイライトステイ含む)事業です。

【現状】

現在、児童養護施設等がないことから事業は未実施となっています。

【量の見込みと確保方策】

今後のこども・子育て世帯のニーズ等に応じて、適切な対応を図ります。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。

【現状】

本市では、生後3ヶ月から高校3年生までの子育て中の保護者を会員として、こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

(単位:回)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0	0	0	7	10

【量の見込みと確保方策】

見込まれるニーズに安定して対応できる提供体制を整備するため、事業について周知を図り、援助を行う会員の確保に努めます。

(単位:回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

(8)一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園及び保育所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して、認定こども園や保育所等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

①一時預かり事業(幼稚園型)

【現状】

勝浦こども園で実施している事業であり、勝浦こども園に在籍している1号認定こどもを対象としています。

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	36	44	249	166	35
実施か所数	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

幼稚園型の一時預かり事業については、3～5歳の1号認定が少人数で推移することが見込まれており、今後の利用ニーズに応じて、必要な事業量の確保について検討します。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	178	192	206	222	238
確保方策	178	192	206	222	238
か所数	1	1	1	1	1

②一時預かり事業(一般型及び余裕活動型) ※余裕活用は令和5年4月1日から

【現状】

一般型については勝浦こども園、余裕活用型については総野保育所で実施している事業であり、本市に居住し、保育の実施の対象とならない生後4ヶ月から小学校就学前までの児童が対象です。

【一般型】

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	300	429	430	506	302
実施か所数	1	1	1	1	1

【余裕活用型】

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	—	—	—	61	6
実施か所数	—	—	—	1	1

【量の見込みと確保方策】

今後の利用ニーズに応じて、必要な事業量の確保について検討します。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	614	660	709	762	819
確保方策	614	660	709	762	819
か所数	1	1	1	1	1

(9)延長保育事業(時間外保育事業)※令和5年4月1日から実施

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

【現状】

現在、勝浦こども園において7時から7時30分、18時30分から19時の時間を延長保育事業として実施しています。

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	—	—	—	345	216
実施か所数	—	—	—	1	1

【量の見込みと確保方策】

認定こども園及び保育所において時間外保育の実施体制を確保するとともに、社会情勢や就労形態の変化等を注視し、必要に応じて延長保育の実施を検討します。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	345	345	345	345	345
確保方策	345	345	345	345	345
か所数	1	1	1	1	1

(10)病児・病後児・体調不良児保育事業

- 病児対応型:病気やけがの回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業です。
- 病後児対応型:病気やけがの回復期であり集団保育には適していない時、保護者がやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、施設において一時的に保育を行う事業です。
- 体調不良児対応型:保育所に通所している児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、専用スペースにおいて一時的に保育を行う事業です。

【現状】

病児保育事業の保育所での実施については、看護師等の配置や運用スペースの確保、病院での実施については、利便性等を検討する必要があるため、現在未実施となっています。

現在勝浦こども園にて病後児対応型を実施しています。

(単位:人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	5	10	2	7	58

【量の見込みと確保方策】

勝浦こども園において「病後児対応型」として事業を実施しています。見込み量に対し提供量が確保できる見通しとなっています。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	63	65	68	71
確保方策	60	63	65	68	71
か所数	1	1	1	1	1

(11)放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

現在、かつうら第1放課後ルーム、かつうら第2放課後ルーム、おきつ放課後ルーム、うへの放課後ルーム、ふさの放課後ルーム、とよはま放課後ルームの6か所を開設しています。

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	171	185	171	177	186
1～3年生	117	127	111	121	122
4～6年生	54	58	60	56	64
か所数	6	6	6	6	6

【量の見込みと確保方策】

令和8年4月から上野小学校と興津小学校、勝浦小学校と豊浜小学校と総野小学校が統合し、市内の小学校は2校となります。

これを踏まえ、統合後の児童を受け入れる必要があることから、令和7年度中に統合先の学校である上野小学校と勝浦小学校の校舎内に新たな放課後ルームを整備するとともに、量の見込みについては、市を取り巻く状況や変化など、必要に応じて見直しを行います。

また、障害のあるこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、こどもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	182	172	165	160	152
1～3年生	117	94	89	85	87
4～6年生	65	78	76	75	65
確保方策	182	172	165	160	152
1～3年生	117	94	89	85	87
4～6年生	65	78	76	75	65
か所数	6	5	5	5	5

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

令和5年度から主食費への助成を実施し、令和7年度からは副食費の助成を行います。

また、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14)子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	68	64	61	58	55
確保方策	68	64	61	58	55

(15)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	27	25	24	23
確保方策	—	27	25	24	23

(16)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【量の見込みと確保方策】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	3	3	3	3
確保方策	—	3	3	3	3

(17)妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問事業などの機会を活用し、妊婦やその配偶者等に対して面談等による情報提供や相談対応等を行い、必要な支援につなぎます。

(単位:回)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	妊娠届出数	33	36	40	44	48
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	111	111	111	105	105
確 保 方 策	こども家庭センター	111	111	111	105	105
	上記以外の業務委託	0	0	0	0	0

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

生後6か月から満3歳未満の保育施設に通っていない子を対象に、保護者の就労要件や理由を問わず、月一定時間内の利用可能枠のなかで、保育施設を柔軟に利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	0歳	—	0	0	0	0
	1歳	—	1	1	1	1
	2歳	—	2	2	2	2
確 保 方 策	0歳	—	0	0	0	0
	1歳	—	1	1	1	1
	2歳	—	2	2	2	2

(19)産後ケア事業

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

医療機関等への通所もしくは助産師等の専門スタッフの訪問等により、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	195	202	210	207	216
確保方策	195	202	210	207	216

4 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1)産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、早期に切り上げたりする状況があれば、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスが保たれているとは言えません。

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども未来応援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

(2)質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて、こどもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、千葉県と連携し、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

(3)市が行う支援

認定こども園、保育所が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、こどもの健やかな育ちを等しく保障していくため、研修等を通じ、質の高い教育・保育の確保や人材育成に努めていきます。

(4)教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、保育所及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

(5)幼保小連携の取組の推進について

認定こども園・保育所の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育所・認定こども園・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

(6)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

(7)地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用することの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、すべての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(8)外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう 保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 こども・若者の社会参画・意見反映

「こども大綱」の理念を踏まえ、こどもの意見反映及び社会参画を積極的に推進し、こども本人が計画の推進において一定の役割を担うという認識のもとで計画を推進していきます。

また、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こども・若者の意見を表明する権利について広く周知啓発するとともに、こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行います。

2 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めます。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する市民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

3 協働による計画の推進

本計画の推進により目指していくこども・子育て支援とは、第一にこどもの健やかな成長が保障され、保護者は子育てとこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、本市では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、すべての市民が、子育ての最も大きな責任は父母をはじめ保護者が有することを前提としながらも、すべてのこどもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

(1) 家族の役割

家庭では十分な愛情をもってこどもに接しながら、人としての基本的なしつけや社会のルールを教えるなど、こどもの育ちに責任をもつことが大切です。さらに、保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

(2) 地域の役割

すべての市民が、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、こどもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。

また、家庭、地域、保育所、認定こども園、学校などのこどもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中でこどもを育むことが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域におけるこども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

(3) 企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

4 計画の進行管理

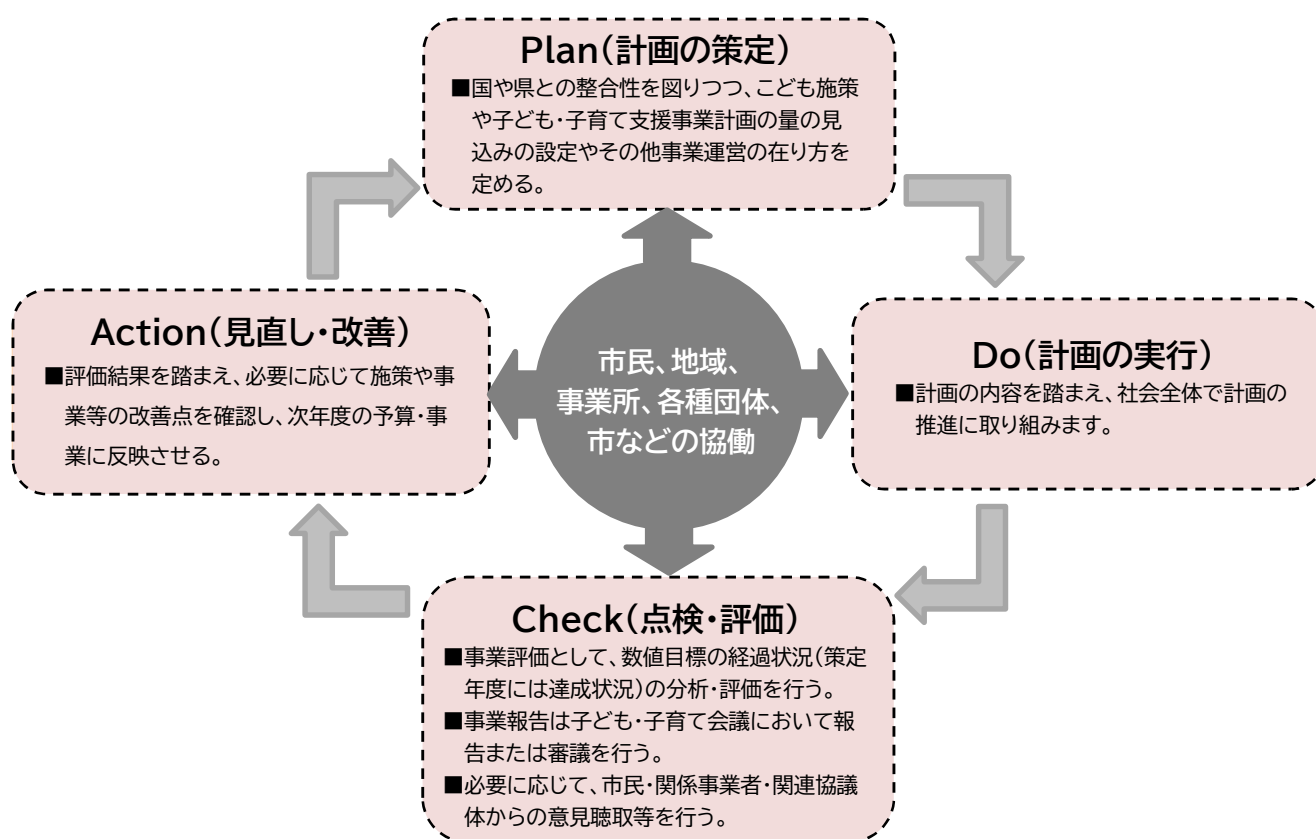
計画期間中は、こども未来応援課が事務局となり、「勝浦市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

なお、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



5 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、市民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり、こども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、市のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。

資料編

資料編

1 勝浦市子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第19号

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、勝浦市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 会議の任務は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の事務は、福祉課子育て支援係において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年勝浦市条例第104号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成30年12月13日条例第20号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月16日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 勝浦市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	項 目	職 名 等	氏 名
1	学識経験者	元勝浦市教育長	松本 昭男
2	教育関係者	勝浦小学校校長	森 庸光
3		勝浦中学校校長	岡安 和彦
4	保育関係者	勝浦こども園園長	岡安 明子
5		上野保育所所長	平松 恭子
6	子育て支援に関する事業 に従事する者	児童館館長	岩瀬 千賀子
7		放課後ルーム支援員	奥谷 恵
8	子どもの保護者	勝浦こども園保護者代表	清水 洋平
9		総野保育所保護者代表	川崎 沙和子
10		上野小学校保護者代表	栗原 涼
11		勝浦小学校保護者代表	滝口 優子
12		勝浦中学校保護者代表	佐藤 啓史
13	公募の市民	めりあ園こども食堂	石田 文美代

3 用語解説

用語	内容
■あ行	
医療的ケア	日常生活及び社会生活を営むための恒常的な人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為。
インクルーシブ/ インクルーシブ教育	インクルーシブ(inclusive)とは、「包括的」や「すべてを含む」といった意味があり、その意味から障害の有無や国籍、肌の色、年齢、性別などに関係なく認め合い共生することを示す言葉。 インクルーシブ教育とは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応じるため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備が進められている。
インクルージョン	本来は「包括・包み込む」ことを意味する。 福祉の領域において、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え方であり、平成12年に厚生省(当時)がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にその推進を提言している。また、わが国が批准した障害者権利条約の原則の1つとしてあげられている。
ウェルビーイング	生涯にわたり身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態。
SDGs	「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。
■か行	
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園(幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設)・保育所(園)のこと。
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
合計特殊出生率	既婚・未婚にかかわらず15歳から49歳までの全女性から計算される女性一人が一生に産むこどもの平均数。未婚女性比率が高まることも低下要因。
合理的配慮	障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。
こども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう(子ども・子育て支援法)。
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉双方の専門職が相談や支援を行う機関。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行。日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

用語	内容
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育てのための支援並びにこれに必要な包括的かつ一元的な制度の構築等、所要の措置を講ずることを趣旨とする法律。
こども大綱	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。
こども未来戦略	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための政策をまとめたもの。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年(又は同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
■さ行	
次世代育成支援対策推進法	少子化対策の強化の一環として、次代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月1日に施行。令和6年5月の改正により、有効期限が令和17年3月31日までに再延長され、次世代育成支援対策の推進・強化を図る。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育所(園)に対する財政支援で、市町村の確認を受けた施設に給付を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童	満18歳に満たない者をいい、乳児(満1歳未満)・幼児(満1歳から小学校就学前)・少年(小学校就学から満18歳未満)に分けている(児童福祉法)。
児童福祉法	昭和22年に制定された児童福祉を保障するための法律。児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、あらゆる児童が持つべき権利や受けるべき支援が定められたもの。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設(児童福祉法41条)
周産期	妊娠22週から出生後7日未満のこと。
新・放課後子ども総合プラン	近年の女性就業率上昇等により、共働き家庭等の児童数の更なる増加が見込まれ、待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況であるとして、従来の「放課後子ども総合プラン」の目標を1年前倒しする形で平成30(2018)年9月に策定された。放課後児童クラブの受け皿として、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の一体化や連携の推進、学校施設の徹底的活用等により、令和3(2021)年度末までに待機児童ゼロを目指し約25万人分を整備し、さらに令和5(2023)年度末までに計30万人分を整備することが目標として掲げられている。
スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する児童の心理に関する支援に従事する者。

用語	内容
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する児童の福祉に関する支援に従事する者。
■た行	
待機児童	保育所(園)等または放課後児童クラブなどの学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できずに待機している状態の児童。
地域型保育	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。
特定教育・保育施設	市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。
特定地域型保育事業	市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。
特定妊婦	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有する、経済的困窮、DVを受けているなどの複数の事情を有する妊婦)。
■は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
パブリックコメント	市の重要な施策の策定に際し、施策の案その他必要な事項を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行う手続き。
放課後児童健全育成事業(放課後ルーム)	両親が共働きであるなど、保護者が不在である小学生を放課後等一定時間保育する事業。
■ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援への「つなぎ役」となり、社会福祉の増進に努めている人。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行う。
■や行	
ヤングケアラー	一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある子どものこと。
要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く)。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする様々な問題を抱えている要保護児童もしくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置した機関。
■ら行	
療育	障害のある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。
■わ行	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる豊かな生活ができるよう仕事と生活の双方の調和が実現された生き方。

勝浦市こども計画

発 行:勝浦市

編 集:勝浦市 こども未来応援課

発 行 年 月:令和7年4月

〒299-5292 千葉県勝浦市新官 1343-1

TEL:0470-73-6618(直通)

ホームページ:<https://www.city.katsuura.lg.jp/>

